

第1 水質保全關係

【 環 境 基 準 】

I 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律 91）第 16 条第 1 項の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

このうち、人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域について一律に定められており、直ちに達成し維持するよう努めるものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ水域類型の指定が行われ、各水域ごとに達成期間を示して、その達成、維持を図るものとされている。各公共用水域が該当する水域類型の指定は、「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」（平成 5 年 11 月 19 日政令 371）に基づき、環境省大臣もしくは都道府県知事が行う。

水質汚濁に係る環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号より）

〈改正〉

昭 49 環告 63、昭 50 環告 3、昭 57 環告 41、昭 57 環告 140、昭 60 環告 29、昭 61 環告 1、平 3 環告 78、平 5 環告 16、平 5 環告 65、平 7 環告 17、平 10 環告 15、平 11 環告 14、平 12 環告 22、平 15 環告 123、平 20 環告 40、平 21 環告 78、平 23 環告 94、平 24 環告 127、平 25 環告 30、平 26 環告 39、平 26 環告 126、平 28 環告 37

1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法（準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、付表 8 に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法

項 目	基 準 値	測 定 方 法
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふ つ 素	0.8 mg/L 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注 ⁽⁶⁾ 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び付表 6 に掲げる方法
ほ う 素	1 mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下	付表 7 に掲げる方法
<p>備 考</p> <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>		

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100 mL 以下	昭46環告59の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域 環境基準類型指定表(p.18~)参照
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100 mL 以下	
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100 mL 以下	
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
<p>備考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料 10 mL、1 mL、0.1 mL、0.01 mL……のように連続した 4 段階（試料量が 0.1 mL 以下の場合は 1 mL に希釈して用いる。）を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100 mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水域 類型ごと に指定 する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1(1)による。）	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	
備考		1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）			

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					大腸菌群数	該当水域
		水イオ 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物 質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)			
AA	水道1級水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100 mL 以下	昭46環告 59の第1 の2の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域 環境基準 類型指定 表(p.18~) 参照	
A	水道2、3級水産2級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100 mL 以下		
B	水産3級工業用水1級農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—		
C	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2 mg/L 以上	—		
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	X	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。								

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	項目	利用目的の適応性	基準値		該当水域
			全窒素	全りん	
I		自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
II		水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
III		水道 3 級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
IV		水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
V		水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	
測定方法			規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考					
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の原因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。</p>					

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級 : 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1(1)による。）	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	X

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	X
備考			
1 基準値は、日間平均値とする。			
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

(3) 海 域

ア

項目 類型	利 用 目 的 性 適 応 性	基 準 値				n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	該当水域
		水 質 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌群数		
A	水産 1 級水浴自然 環境保全及び B 以 下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100 mL 以下	検出され ないこと。	昭和 46 環 告 59 の第 1 の 2 の(2) により水域 類型ごとに 指定する水 域
B	水産 2 級工業用水 及び C の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出され ないこと。	環境基準類 型指定表 (p.18~) 参照
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—	
測 定 方 法		規格 12.1 に定める方 法又はガラ ス電極を用 いる水質自 動監視測定 装置により これと同程 度の計測結 果の得られ る方法	規格 17 に 定める方法 (ただし、 B 類型の工 業用水及び 水産 2 級の うちノリ養 殖の利水点 における測 定方法はア ルカリ性 法)	規格 32 に 定める方法 又は隔膜電 極を用いる 水質自動監 視測定装置 によりこれ と同程度の 計測結果の 得られる方 法	最確数による定量法	付表 13 に 掲げる方 法	
備 考							
<p>1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70 MPN/100 mL 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。</p> <p>試料 50 mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液 (10 W/V%) 1 mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液 (2 mmol/L) 10 mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液 (10 W/V%) 1 mL とアジ化ナトリウム溶液 (4 W/V%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸 (2+1) 0.5 mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液 (10 mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。</p> $\text{COD (O}_2\text{mg/L)} = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f\text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1,000/50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10 mmol/L) の滴定値 (mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値 (mL) fNa₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液 (10 mmol/L) の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	昭46環告59の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	昭46環告59の第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

エ

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性		基準値	該当水域
				底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域			4.0 mg/L 以上	昭 46 環告 59 の第 1 の 2 の(2) により水 域類型ご とに指定 する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域			3.0 mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域			2.0 mg/L 以上	
測定方法				規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	X
備考					
1 基準値は、日間平均値とする。					
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。					

3 要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域及び地下水における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものについて「要監視項目」として位置づけられたもの（平成 5 年 3 月 8 日付け環水管第 21 号、環境庁水質保全局長通知）。平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号及び環水土発第 040331005 号、環境省水環境部長通知、平成 21 年 11 月 30 日付け環水大発第 091130004 号及び 091130005 号、環境省水・大気環境局長通知にて、項目が追加されている。

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン (公共用水域のみ適用)※3	0.04 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロロボス	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン	※1
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	※2
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー (公共用水域のみ適用)※3	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

※1 平成 6 年 3 月 15 日 環水管第 43 号で指針値削除

※2 平成 11 年 2 月 22 日 環水企第 58 号及び環水管第 49 号で指針値削除

※3 平成 21 年 11 月 30 日付け環水大発第 091130004 号及び 091130005 号で追加

有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は、生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されたもの（平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号及び環水管発第 031105001 号、環境省水環境部長通知）。平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号、環境省水・大気環境局長通知にて、項目が追加されている。

要監視項目の水域類型及び指針値

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	淡水域	生物 A	0.7 mg/L 以下
		生物特 A	0.006 mg/L 以下
		生物 B	3 mg/L 以下
		生物特 B	3 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.8 mg/L 以下
		生物特 A	0.8 mg/L 以下
フェノール	淡水域	生物 A	0.05 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下
		生物 B	0.08 mg/L 以下
		生物特 B	0.01 mg/L 以下
	海水域	生物 A	2 mg/L 以下
		生物特 A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物 A	1 mg/L 以下
		生物特 A	1 mg/L 以下
		生物 B	1 mg/L 以下
		生物特 B	1 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.3 mg/L 以下
		生物特 A	0.03 mg/L 以下
4-tert-オクチル フェノール	淡水域	生物 A	0.001 mg/L 以下
		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
		生物 B	0.004 mg/L 以下
		生物特 B	0.003 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.0009 mg/L 以下
		生物特 A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	淡水域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.02 mg/L 以下
		生物 B	0.02 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.1 mg/L 以下
		生物特 A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロ フェノール	淡水域	生物 A	0.03 mg/L 以下
		生物特 A	0.003 mg/L 以下
		生物 B	0.03 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海水域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下

〈参 考〉 環境基準の維持達成の可否についての判定は次のように行います。

○公共用水域におけるBOD又はCODの評価方法について

昭和52年7月1日環水管第52号

1 環境基準の水域類型を指定する際の水質測定結果の評価方法について

環境基準の水域類型をあてはめるための水質測定結果については、年間を通じた日間平均値の全データのうち、あてはめようとする類型の基準値を満たしているデータ類の占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、その基準に適合しているものと評価する。

なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合には、以下の方法により求めた「75%水質値」を用いるものとする。

75%水質値……年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる）。

2 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合には1と同様に年間を通じた日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

3 複数の環境基準点をもつ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

これについては、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

○海域の全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定が行われた水域が複数の環境基準点を有する場合における水質測定結果の評価について

平成7年2月28日 環水管第33号

海域の全窒素及び全燐に係る環境基準点の水域類型の指定が行われた水域が、複数の全窒素及び全燐に係る環境基準点（以下「基準点」という。）を有する場合における当該環境基準に対する適合性の評価については、当該水域内の各基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての基準点について平均した値により行うものとする。

II 環境基準の類型指定状況（熊本県における指定状況）

1 環境基準類型指定表

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その1）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
球磨川水系	球磨川上流	市房ダムより上流（市房ダム貯水池を除く。）	AA
	球磨川中流	市房ダムから坂本橋まで	A
	球磨川下流 （南川を含む）	坂本橋より下流	A
	川辺川上流	藤田（川辺川ダム計画地点）より上流	AA
	川辺川下流	藤田より下流	A
	前 川	全 域	A
八 代 地 先 水 域	八 代 港	別記1の水域	海域 C
	八代地先海域（甲）	別記2の水域	海域 C
	八代地先海域（乙）	別記3の水域	海域 B
	八代地先海域（丙）	別記4の水域	海域 A

別 記

- 八代港導流堤突端と八代市新港町1丁目22番地の西端を結ぶ線、同導流堤および陸岸により囲まれた海域（八代港）
- 水無川河口中央を中心とする半径1,000mの円弧および陸岸により囲まれた海域（八代地先海域（甲））
- 鏡川河口左岸と同地点から北西1,000mの地点を結ぶ線、同地点と水無川河口中央から北西方2,500mの地点（北緯32度34分8秒、東経130度32分27秒）を結ぶ線、同地点と弁天島北端を結ぶ線、弁天島南端と北島北端を結ぶ線、北島南端と中島北端を結ぶ線、中島南端と南島北端を結ぶ線、南島南端と船瀬北端を結ぶ線、船瀬南端と芦北干拓の北西端を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、八代港および八代地先海域（甲）に係る部分を除いたもの（八代地先海域（乙））
- 鏡川河口左岸から芦北干拓に至る陸岸の地先海域であって、八代港、八代地先海域（甲）および八代地先海域（乙）に係る部分を除いたもの（八代地先海域（丙））

(昭和 46 年 5 月 25 日 閣議決定)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	自然環境保全	法規制、上乘せ	市房ダム	
イ	水産	〃	西瀬橋、坂本橋	
※ロ→イ	農業、工業、水産	〃	横石、金剛橋	
イ	自然環境保全	〃	藤田	
イ	水産	〃	川辺大橋（旧永江橋）	
※ロ→イ	水産	〃	前川橋	
イ	港湾	〃	St-2 N 32° 30' 57" E 130° 33' 14"	
ロ	環境保全	〃	St-1 N 32° 33' 50" E 130° 34' 12"	
ロ	水産	〃	St-3 N 32° 34' 36" E 130° 34' 22"	
			St-4 N 32° 33' 18" E 130° 33' 10"	
			St-5 N 32° 30' 32" E 130° 33' 05"	
			St-8 N 32° 28' 06" E 130° 33' 14"	
ロ	水産	〃	St-6 N 32° 33' 45" E 130° 32' 13"	
			St-7 N 32° 30' 12" E 130° 31' 12"	

※平成 20 年 4 月 1 日より変更

(注 1) 達成期間の分類は次のとおりとする。なお、達成期間は、閣議決定、環境庁告示、熊本県告示の日をもって起算する。(以下の表で同じ。)

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5 年以内で可及的すみやかに達成
- (3) 「ハ」は、5 年を超える期間で可及的すみやかに達成

(注 2) 基準点とは、環境基準達成の可否を判定するための水質調査地点

(注 3) 基準点の緯度・経度については、世界測地系です。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その2）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
有明海水域	有明海（4）	別記1の水域	B
	有明海（5）	別記2の水域	C
	有明海（6）	別記3の水域	B
	有明海（7）	別記4の水域	B
	有明海（8）	別記5の水域	B
	有明海（9）	別記6の水域	C
	有明海（10）	別記7の水域	B
	有明海（15）	別記8の水域	A

別 記

- 佐賀県鹿島市大字飯田甲 3,507 の 4 と同市大字重ノ木 2,086 の 2 から東方 4,200 m の地点（北緯 33 度 6 分 12 秒、東経 130 度 9 分 52 秒）を結ぶ線、同地点と同県佐賀郡久保田町大字江戸字江戸 280 から南方 5,100 m の地点（北緯 33 度 8 分 42 秒、東経 130 度 14 分 52 秒）を結ぶ線、同地点と福岡県柳川市橋本町西区 24 番地 82 の西南端から西南方 3,000 m の地点（北緯 33 度 6 分 12 秒、東経 130 度 20 分 52 秒）を結ぶ線、同地点と初島の中心を結ぶ線、同地点と同県三池港北防砂堤灯台から同防砂堤延長線上 500 m の地点を結ぶ線、同地点と熊本県荒尾市大字大島 1,274 番地南端から西方 2,700 m の地点（北緯 32 度 59 分 1 秒、東経 130 度 23 分 55 秒）を結ぶ線、同地点と同県荒尾市大字大島 1,274 番地南端を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、有明海(1)、同海(2)、および同海(3)に係る部分を除いたもの（有明海(4)）
- 熊本県長洲港北防波堤、同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線、同防波堤および陸岸により囲まれた海域（有明海(5)）
- 熊本県荒尾市大字牛水 224 番地の 2 の南端と同地点から西方 1,500 m の地点（北緯 32 度 56 分 17 秒、東経 130 度 25 分 20 秒）を結ぶ線、同地点と同県長洲港北防波堤先端から同防波堤延長線上 1,000 m の地点を結ぶ線、同地点と同県行末川河口左岸から西南方 1,500 m の地点（北緯 32 度 53 分 38 秒、東経 130 度 28 分 4 秒）を結ぶ線、同地点と同県行末川河口左岸を結ぶ線および陸岸により囲まれた海域であって、有明海(5)に係る部分を除いたもの（有明海(6)）

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ				
イ			St-3 N 32° 55' 37" E 130° 26' 30"	
イ			St-4 N 32° 55' 08" E 130° 26' 23"	
イ			St-6 N 32° 47' 42" E 130° 36' 22"	
イ			St-8 N 32° 43' 06" E 130° 35' 52"	
イ			St-11 N 32° 27' 24" E 130° 12' 05"	
イ			St-10 N 32° 27' 27" E 130° 12' 37"	
イ			St-1 N 32° 59' 36" E 130° 22' 37"	
			St-2 N 32° 57' 42" E 130° 25' 22"	
			St-5 N 32° 53' 04" E 130° 28' 25"	
			St-7 N 32° 47' 42" E 130° 34' 52"	
			St-9 N 32° 42' 52" E 130° 34' 22"	

- 4 熊本県百貫石港灯台と百貫石港防波堤先端を結ぶ線、同防波堤および陸岸により囲まれた海域（有明海(7)）
- 5 熊本県緑川河口の中央を中心とする半径 1,000 m の円弧および陸岸により囲まれた海域（有明海(8)）
- 6 熊本県本渡市東町北護岸東端と同県本渡港防波堤東端を結ぶ線、同防波堤、同防波堤西端に接続する本渡港導流堤および陸岸により囲まれた海域（有明海(9)）
- 7 熊本県本渡市東町北護岸東端と同県本渡港防波堤東端を結ぶ線、同防波堤東端と接続する本渡港導流堤、同導流堤先端と本渡市茂木根崎から 150 度に引いた線と陸岸との交点を結ぶ線、熊本県天草下島と同県天草上島を結ぶ瀬戸橋および陸岸により囲まれた海域（有明海(10)）
- 8 長崎県瀬詰埼と熊本県天草下島シラタケ鼻を結ぶ線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋および陸岸により囲まれた海域であって、有明海の(1)から(14)までの海域に係る部分を除いたもの（有明海(15)）

(注 1) 基準点及び別記中の緯度・経度については、世界測地系です。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その3）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
白川水域	白川上流	鮎返ノ滝より上流	AA
	白川中流	鮎返ノ滝より吉原橋まで	A
	白川下流	吉原橋より下流	B
	黒川	全 域	A
緑川水域	緑川上流	緑川ダムより上流（緑川ダム貯水池を除く。）	AA
	緑川中流	緑川ダムから上杉堰まで	A
	緑川下流	上杉堰より下流	B
	御船川	全 域	A
	加勢川	全 域	A
	浜戸川	全 域	B
	天明新川	全 域	B
坪井川水域	坪井川上流	堀川合流点より上流	A
	坪井川中流	堀川合流点から上代橋まで	C
	坪井川下流	上代橋より下流	C
	堀川上流	丹防橋より上流	A
	堀川下流	丹防橋より下流	D
	井芹川上流	山王橋より上流	A
	井芹川下流	山王橋より下流	B

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その4）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
筑後川水域	筑後川(1)	松原ダムより上流（松原ダム貯水池(梅林湖)（全域）に係る部分に限る。）を除く。）	AA

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その5）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
有明北部水域	関川	全 域	A
	浦川上流	中増永橋より上流	C
	浦川下流	中増永橋より下流	D
	菜切川	全 域	B
	行末川	全 域	B
	境川	全 域	C

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その6）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
菊池川水域	菊池川上流	木庭橋より上流	AA
	菊池川下流	木庭橋より下流	A
	迫間川	全 域（竜門ダム貯水池を除く。）	A
	合志川	全 域	A

(昭和 47 年 12 月 21 日 熊本県告示第 960 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	農業	法規制	妙見橋	
イ	農業、水産	法規制	吉原橋	
イ	農業、水産	法規制、上乘せ	小島橋	
イ	農業	法規制	白川合流前	
イ	自然環境保全、水産	法規制	津留橋	
イ	農業、水産、工業	法規制	上杉堰	
ロ	農業、水産	法規制、上乘せ	平木橋	
ロ	農業、水産	法規制	五庵橋	
ロ	農業、水産	法規制、上乘せ、下水道整備	大六橋	
ロ	農業、水産	法規制	大曲	
ロ	農業	法規制、上乘せ	六双橋	
イ	農業	法規制	堀川合流前	
ハ	※農業→環境保全	法規制、上乘せ、下水道整備	上代橋	
※ロ→イ	農業	法規制、上乘せ	千金甲橋	
イ	農業	法規制	丹防橋	
※ハ→イ	農業	法規制、上乘せ、下水道整備	坪井川合流前	
イ	農業	法規制	山王橋	
※ハ→イ	※農業→環境保全	法規制、上乘せ、下水道整備	尾崎橋	

※平成 19 年 4 月 2 日より変更

(昭和 48 年 3 月 31 日 環境庁告示第 21 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	自然環境保全		杖立	

※平成 19 年 4 月 1 日より変更

(昭和 49 年 8 月 31 日 熊本県告示第 712 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	上水道、農業	法規制	杉本橋、助丸橋	
イ	農業	法規制、上乘せ、下水道整備、	中増永橋	
ハ	農業	河川改修	一部橋、長洲鉄橋下	
イ	農業	法規制、上乘せ、下水道整備	波華家橋	
イ	農業	法規制、上乘せ、下水道整備	行末橋	
イ	農業	法規制、上乘せ、下水道整備	清松橋	

※平成 19 年 4 月 2 日より変更

(昭和 50 年 10 月 16 日 熊本県告示第 888 号の 2)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	自然環境保全、 農業、水産	法規制、上乘せ	木庭橋	
イ	上水道、農業、水産	法規制、上乘せ、下水道整備	中富、山鹿、白石	
ハ	農業、水産	法規制、上乘せ、下水道整備	高田橋	
イ	農業、水産	法規制、上乘せ、下水道整備	藤巻橋、芦原	

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 7）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
八代海水域	八 代 海 (1)	別記 1 の水域	B
	八 代 海 (2)	別記 2 の水域	B
	八 代 海 (3)	別記 3 の水域	B
	八 代 海 (4)	別記 4 の水域	B
	八 代 海 (5)	別記 5 の水域	B
	八 代 海 (6)	別記 6 の水域	B
	八 代 海 (7)	別記 7 の水域	A

別 記

- 1 宇土半島と大矢野島を結ぶ天門橋、大矢野島塔ヶ崎と寺島西端を結ぶ線、寺島西端から 26 度に引いた線、宇土半島と戸馳島を結ぶ戸馳橋及び陸岸により囲まれた海域
- 2 天草上島と前島を結ぶ松島橋、上天草市松島町阿村クブキ北西鼻から 270 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 3 天草上島と天草下島を結ぶ瀬戸橋、天草市方原川左岸端から 72 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
- 4 台場防波堤（90 m）の基部から台場防波堤（200 m）を経て白瀬防波堤先端に至る線、天草下島と下須島を結ぶ通天橋及び陸岸により囲まれた海域
- 5 鏡川河口左岸と同地点から北西 1,000 m の地点を結ぶ線、同地点と宇城市不知火町救の浦の鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 8）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
氷川等水域	氷川	全 域	A
	砂川	全 域	B
	大野川	全 域	C

(昭和 51 年 6 月 1 日 熊本県告示第 475 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	港湾、水産	法規制、下水道整備	St-1 N 32° 35' 48" E 130° 27' 49"	
イ	港湾、水産	法規制、下水道整備	St-3 N 32° 31' 09" E 130° 25' 43"	
イ	港湾、水産	法規制、下水道整備	St-5 N 32° 24' 59" E 130° 13' 05"	
イ	港湾	法規制、下水道整備	St-7 N 32° 11' 33" E 130° 01' 45"	
イ	港湾、水産	法規制、下水道整備	St-9 N 32° 37' 28" E 130° 36' 59"	
イ	港湾	法規制、下水道整備	St-11 N 32° 12' 30" E 130° 22' 45"	
イ	水産	法規制、下水道整備	St-2 N 32° 35' 24" E 130° 28' 24"	
			St-4 N 32° 31' 38" E 130° 26' 08"	
			St-6 N 32° 23' 20" E 130° 13' 39"	
			St-8 N 32° 11' 37" E 130° 02' 07"	
			St-10 N 32° 36' 51" E 130° 35' 23"	
			St-12 N 32° 12' 38" E 130° 22' 09"	
			St-15 N 32° 11' 29" E 130° 22' 12"	
St-16 N 32° 11' 20" E 130° 21' 34"				

6 二子島南端と明神崎北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

7 宇土半島と大矢野島を結ぶ天門橋、同島と永浦島を結ぶ大矢野橋、同島と大池島を結ぶ中の橋、同島と前島を結ぶ前島橋、同島と天草上島を結ぶ松島橋、同島と天草下島を結ぶ瀬戸橋、同島と下須島を結ぶ通天橋及び熊本県の区域に属する陸岸により囲まれた海域であって八代海の(1)から(6)までの海域に係る部分、昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定により類型が指定された「八代地先水域」及び熊本県以外の県の区域に属する陸岸の地先海域を除いたもの。

(昭和 52 年 1 月 29 日 熊本県告示第 88 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	上水道、農業、水産	法規制、上乗せ、下水道整備	氷川橋	
イ	農業		上砂川橋	
イ	農業		新寄田橋	

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 9）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
天草西海水域	天 草 西 海	別記の水域	A

別 記

長崎県瀬詰崎と熊本県天草下島シラタケ鼻を結ぶ線、シラタケ鼻から富岡半島を経て同島南端に至る海岸線、同島南端と下須島を結ぶ通天橋、通天橋から下須島二子崎を経て同島南端に至る海岸線及び同島南端から真南に向かう線より西側の、熊本県の区域に属する陸岸の地先海域（本県以外に属する海域を除く。）

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 10）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
大鞘川水域	大鞘川	全 域	B
佐敷川水域	佐敷川	全 域	A
湯の浦川水域	湯の浦川	全 域	A
水俣川水域	水俣川上流	桜野橋より上流	AA
	水俣川下流	桜野橋より下流	A
教良木川水域	教良木川	全 域	A
亀 川 水 域	亀 川	全 域	A
広瀬川水域	広瀬川	全 域	A
一町田川水域	一町田川	全 域	A

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 11；全窒素、全燐に係る環境基準）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
八 代 海	八代海北部水域	別記 1 の水域	海域Ⅲ
	八代海中部水域	別記 2 の水域	海域Ⅱ
	八代海南部水域	別記 3 の水域	海域Ⅰ

別記 1

熊本県宇城市三角町の宇土半島部と戸馳島を結ぶ戸馳大橋、同島戸馳漁港北側堤防先端から八代市郡築七番町地先堤防先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

別記 2

熊本県八代市郡築七番町地先堤防先端から宇城市三角町戸馳島戸馳漁港北側堤防先端を結ぶ線、同島と同市宇土半島部を結ぶ戸馳大橋、同市と上天草市大矢野町を結ぶ天門橋、同市大矢野橋、中の橋、前島橋、松島橋、天草上島と上天草市龍ヶ岳町柵島を結ぶ柵島橋、同島と樋島を結ぶ樋島大橋、同島琵琶の首と葦北郡芦北町御立岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

(昭和 59 年 3 月 30 日 熊本県告示第 292 号の 3)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ		法規制	St-1 N 32° 31' 18" E 130° 02' 37"	
			St-2 N 32° 29' 28" E 130° 01' 35"	
			St-3 N 32° 18' 17" E 130° 01' 18"	

(平成 3 年 3 月 30 日 熊本県告示第 280 号の 2 の 2)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
ロ	水産	法規制、下水道整備、 合併処理浄化槽推進	第二大鞆橋	
イ	農業	法規制、合併処理浄化槽推進	梶橋	
イ	農業	法規制、合併処理浄化槽推進	広瀬橋	
イ	上水道、水産、工業、 農業	法規制	桜野橋	
イ	上水道、水産、工業、 農業	法規制、下水道整備	鶴田橋	
イ	上水道、水産、農業	法規制、合併処理浄化槽推進	倉江橋	
イ	上水道、水産、農業	法規制、下水道整備、 合併処理浄化槽推進	草積橋	
イ	上水道、水産、農業	法規制、下水道整備、 合併処理浄化槽推進	法泉寺橋	
イ	農業	法規制、合併処理浄化槽推進	一町田橋	

(平成 11 年 5 月 14 日 熊本県告示第 395 号)

達成期間	達成の方途	基準点	備考
イ	法規制、生活排水対策	八代海 St-10 N 32° 36' 51" E 130° 35' 23"	
		八代海 St-17 N 32° 34' 30" E 130° 32' 46"	
イ	法規制、生活排水対策、養殖業対策	八代地先 St-7 N 32° 30' 12" E 130° 31' 12"	
		八代海 St-18 N 32° 24' 42" E 130° 27' 43"	
イ	法規制、生活排水対策、養殖業対策	八代海 St-19 N 32° 17' 24" E 130° 23' 25"	
		八代海 St-20 N 32° 22' 33" E 130° 15' 58"	
		八代海 St-21 N 32° 17' 12" E 130° 10' 04"	

別記 3

熊本県葦北郡芦北町御立岬と上天草市龍ヶ岳町樋島琵琶の首を結ぶ線、同島と櫛島を結ぶ樋島大橋、同島と天草上島を結ぶ櫛島橋、同島と天草下島を結ぶ瀬戸大橋、同島と天草市下須島を結ぶ通天橋、同島南東端と鹿児島県出水郡長島町小浜崎を結ぶ線、同郡長島町と阿久根市を結ぶ黒之瀬戸大橋及び陸岸により囲まれた海域のうち、熊本県の区域に属する海域

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 12；全窒素、全磷に係る環境基準）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
羊 角 湾	羊 角 湾	別 記	海域Ⅱ

別 記

熊本県天草市亀浦三角点（北緯 32 度 17 分 07 秒、東経 130 度 0 分 42 秒）から 338 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域

（注）基準点及び別記中の緯度・経度については、世界測地系です。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 13；全窒素、全磷に係る環境基準）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
有 明 海	有 明 海（イ）	別記 1 の水域	海域Ⅲ
	有 明 海（ロ）	別記 2 の水域	海域Ⅲ
	有 明 海（ハ）	別記 3 の水域	海域Ⅱ
	有 明 海（ニ）	別記 4 の水域	海域Ⅱ
	有 明 海（ホ）	別記 5 の水域	海域Ⅱ

別 記

1 佐賀県藤津郡太良町松尾鼻と沖神瀬灯標を結ぶ線、同灯標と福岡県三池港北防砂堤灯台から同防砂堤の延長線上 500 m の地点（以下「A 点」という。）を結ぶ線、A 点と熊本港第 2 灯浮標（北緯 32 度 45 分 18 秒、東経 130 度 32 分 3 秒、以下「熊本港灯浮標」という。）を結ぶ線と大牟田市と荒尾市の境界である陸岸の地点（以下「B 点」という。）と佐賀県藤津郡太良町妙見鼻を結ぶ線の交点（以下「C 点」という。）と A 点を結ぶ線、B 点と C 点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（有明海(イ)）

2 B 点と C 点を結ぶ線、C 点と熊本港灯浮標を結ぶ線、熊本港灯浮標と熊本県網田漁港 2 号導流堤先端の網田港東導流堤灯台（以下「網田港灯台」という。）を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（有明海(ロ)）

(平成 11 年 5 月 14 日 熊本県告示第 395 号)

達成期間	達成の方途	基準点	備考
イ	法規制、生活排水対策、養殖業対策	St-3 N 32° 18' 17" E 130° 01' 18"	
		St-4 N 32° 18' 24" E 130° 02' 41"	

(平成 16 年 6 月 14 日 環境庁告示第 41 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ	水産			
イ	水産		St-2 N 32° 57' 42" E 130° 25' 22"	
			St-4 N 32° 55' 08" E 130° 26' 23"	
			St-5 N 32° 53' 04" E 130° 28' 25"	
			K-17 N 32° 51' 36" E 130° 29' 34"	
			K-15 N 32° 49' 00" E 130° 30' 04"	
			St-7 N 32° 47' 42" E 130° 34' 52"	
			K-12 N 32° 44' 36" E 130° 33' 43"	
			St-9 N 32° 42' 52" E 130° 34' 22"	
イ	水産			
イ	水産		St-1 N 32° 59' 36" E 130° 22' 37"	
			K-20 N 32° 52' 57" E 130° 23' 52"	
			K-11 N 32° 44' 48" E 130° 30' 04"	
イ	水産		K-6 N 32° 37' 24" E 130° 22' 34"	
			St-13 N 32° 27' 47" E 130° 12' 56"	

- 3 佐賀県藤津郡太良町と長崎県北高来郡小長井町とを結ぶ今里橋の東端と長崎県多比良港北防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（有明海(ハ)）
 - 4 長崎県深江港島防波堤先端と網田港灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、有明海(イ)、有明海(ロ)及び有明海(ハ)に係る部分を除いたもの（有明海(ニ)）
 - 5 長崎県南高来郡口之津町瀬詰崎と熊本県天草下島シラタケ鼻を結ぶ線、同島と同県天草上島を結ぶ瀬戸大橋、同島と同県前島を結ぶ松島橋、同島と同県大池島を結ぶ前島橋、同島と同県永浦島を結ぶ中の橋、同島と同県大矢野島を結ぶ大矢野橋、同島と同県宇土半島を結ぶ天門橋及び陸岸により囲まれた海域であって、有明海(イ)、有明海(ロ)、有明海(ハ)及び有明海(ニ)に係る部分を除いたもの（有明海(ホ)）
- (注 1) 基準点及び別記中の緯度・経度は、世界測地系です。

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 14）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
竜門ダム	竜門ダム貯水池	全域	湖沼 A
			湖沼 III

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 15）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
緑川ダム	緑川ダム貯水池	全域	湖沼 A
			湖沼 IV

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 16）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
市房ダム	市房ダム貯水池	全域	湖沼 A
			湖沼 III

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（その 17；水生生物の保全に係る環境基準）

水域区分	水域の名称	範 囲	水域類型
筑後川水域	筑後川上流	北里川合流点より上流	生物 A
	筑後川下流	北里川合流点より下流（ただし、松原ダム貯水池(梅林湖)（全域）を除く。）	生物 B

(平成 18 年 4 月 1 日 熊本県告示第 374 号の 12)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ			竜門ダム貯水池主点	
イ				該当類型「湖沼Ⅲ」における全窒素の項目の基準については、当分の間適応しない

(平成 18 年 4 月 1 日 熊本県告示第 374 号の 13)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ			緑川ダム貯水池	
イ				該当類型「湖沼Ⅳ」における全窒素の項目の基準については、当分の間、暫定目標（1 リットルにつき 0.61 ミリグラム）とし、達成年度を平成 27 年度とする

(平成 18 年 4 月 1 日 熊本県告示第 374 号の 14)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ			市房ダム貯水池	
イ				該当類型「湖沼Ⅲ」における全窒素の項目の基準については、当分の間適応しない

(平成 22 年 9 月 24 日 環境省告示第 46 号)

達成期間	利水目的	達成の方途	基準点	備考
イ				
イ				

2 水質測定地点一覧

【河川】

水域区分	河川名	測定地点名	地点統一番号	類型	測定機関
有明北部	関川	◎杉本橋	027-01	A	熊本県
		岩本橋	027-52		荒尾市
		◎助丸橋	027-02		熊本県
		萩尾橋	027-51		荒尾市
	浦川	◎中増永橋	028-01	C	熊本県
		◎一部橋	029-01	D	熊本県
		思案橋	029-51		荒尾市
		◎長洲鉄橋下	029-02		熊本県
	増永川	食品工場上流	201-51		熊本県
		増永橋	201-52		荒尾市
	菜切川	今寺橋	030-51	B	荒尾市
		蛸原橋	030-52		荒尾市
		葛輪橋	030-54		荒尾市
		◎波華家橋	030-01		熊本県
行末川	◎行末橋	031-01	B	熊本県	
境川	◎清松橋	032-01	C	熊本県	
菊池川	菊池川	念仏橋	033-51	AA	熊本県
		◎木庭橋	033-01		熊本県
		広瀬	034-51	A	国土交通省
		◎中富	034-01		国土交通省
		◎山鹿	034-02		国土交通省
		菰田橋	034-52		熊本県
		◎白石	034-03		国土交通省
		高瀬	034-53		国土交通省
		新大浜橋	034-55		熊本県
	迫間川	袈裟尾橋	035-51		A
		◎高田橋	035-01	国土交通省	
	合志川	◎藤巻橋	036-01	A	熊本県
		※宝田橋	036-51		熊本市
		◎芦原	036-02		国土交通省
	上内田川	袋田	203-51		熊本県
	吉田川	宗方	204-51		熊本県
	岩野川	八幡	205-51		国土交通省
	和仁川	平野橋	206-51		熊本県
	内田川	い志橋	207-51		熊本県
	江田川	馬場橋	208-51		熊本県
	木葉川	※中谷川合流前	209-52		熊本市
		寺田水門	209-51		熊本県
	繁根木川	永徳寺	210-51		国土交通省
	豊田川	※舟島小橋	244-51		熊本市

※平成22年4月1日より追加

水域区分	河川名	測定地点名	地点統一番号	類型	測定機関
坪井川	坪井川	◎堀川合流前	019-01	A	熊本市
		高橋	020-54	C	熊本市
		高平橋	020-55		熊本市
		打越橋	020-51		熊本市
		幸幸橋	020-53		熊本市
		春日橋	020-56		熊本市
		◎上代橋	020-01		熊本市
		◎千金甲橋	021-01	C	熊本市
	堀川	◎丹防橋	022-01	A	熊本県
		◎坪井川合流前	023-01	D	熊本市
	井芹川	※鏡田橋	024-53	A	熊本市
		北迫橋	024-51		熊本市
		釜尾橋	024-52		熊本市
		◎山王橋	024-01		熊本市
		◎尾崎橋	025-01	B	熊本市
白川	白川	◎妙見橋	008-01	AA	熊本県
		下戸橋	009-51	A	熊本県
		◎吉原橋	009-01		熊本市
		小磧橋	010-51	B	国土交通省
		代継橋	010-52		国土交通省
		十禅寺	010-53		国土交通省
		◎小島橋	010-01		国土交通省
黒川	◎白川合流前	011-01	A	熊本県	
緑川	緑川	◎津留橋	012-01	AA	熊本県
		中甲橋	013-53	A	国土交通省
		乙女橋	013-51		熊本県
		城南	013-52		国土交通省
		◎上杉堰	013-01		国土交通省
		◎平木橋	014-01	B	国土交通省
	御船川	◎五庵橋	015-01	A	国土交通省
	加勢川	砂取橋	016-51		熊本市
		江津斉藤橋	016-52		熊本市
		秋津橋	016-53		熊本市
		◎大六橋	016-01	国土交通省	
	天明新川	三俣橋	018-52	B	熊本市
		◎六双橋	018-01		熊本市
		裏橋	018-53		熊本市
	浜戸川	※市口橋	017-51		熊本市
		※島田橋	017-52		熊本市
		◎大曲	017-01		国土交通省
	仁子川	※浜戸川合流前	245-51		熊本市

※平成22年4月1日より追加

水域区分	河川名	測定地点名	地点統一番号	類型	測定機関	
球磨川	球磨川	◎市房ダム	001-01	AA	熊本県	
		多良木	002-51	A	国土交通省	
		人吉	002-52		国土交通省	
		◎西瀬橋	002-01		国土交通省	
			天狗橋	002-53		国土交通省
		◎坂本橋	002-02		熊本県	
		◎横石	003-01	B	国土交通省	
		新萩原橋	003-52		国土交通省	
		◎金剛橋	003-02	B	国土交通省	
	前川	◎前川橋	006-01	B	国土交通省	
	五木小川	元井谷	243-51		国土交通省	
	川辺川	五木宮園	004-51	AA	国土交通省	
		神屋敷	004-52		国土交通省	
		五木	004-53		国土交通省	
		◎藤田	004-01		熊本県	
		四浦	005-51	A	国土交通省	
		◎川辺大橋	005-01		熊本県	
		柳瀬	005-52		国土交通省	
	鳩胸川	石野公園橋	217-51		人吉市	
	胸川	大手門橋	218-51		人吉市	
	山田川	出町橋	219-51		人吉市	
	万江川	万江川橋	220-51		人吉市	
	永野川	永野橋	236-51		人吉市	
鹿目川	戸越橋	237-51		人吉市		
氷川等	氷川	白岩戸	037-51	A	熊本県	
		◎氷川橋	037-01		熊本県	
	砂川	◎上砂川橋	038-01	B	熊本県	
	大野川	◎新寄田橋	039-02	C	熊本県	
大鞆川	◎第二大鞆橋	040-01	B	熊本県		
筑後川	筑後川	◎杖立	026-01	AA	国土交通省	
その他	水無川	産島橋	229-51		熊本県	
		流藻川	流藻川河口	230-52		熊本県
	佐敷川	◎榕橋	041-01	A	熊本県	
	湯の浦川	◎広瀬橋	042-01		熊本県	
	水俣川	◎桜野橋	043-01	AA	熊本県	
		◎鶴田橋	044-01		熊本県	
	教良木川	◎倉江橋	045-01		熊本県	
	亀川	海老宇土橋	048-51	A	熊本県	
		◎草積橋	048-01		熊本県	
	広瀬川	◎法泉寺橋	046-01		熊本県	
	一町田川	◎一町田橋	047-01		熊本県	

【湖沼（ダム）】

ア pH・COD（湖沼）・BOD（河川）等環境基準に係る調査地点

水域区分	河川名	測定地点名	地点統一番号	類型	測定機関
菊池川	菊池川	◎ 竜門ダム貯水池主点	501-01	湖沼A	国土交通省
		竜門ダム貯水池副点	501-51		国土交通省
緑川	緑川	◎ 緑川ダム貯水池	502-01	湖沼A	国土交通省
		船津ダム貯水池	013-54	河川A	熊本県
氷川	氷川	氷川ダム貯水池	037-53	河川A	熊本県
球磨川	球磨川	◎ 市房ダム貯水池	503-01	湖沼A	熊本県
		瀬戸石ダム貯水池	002-54	河川A	電源開発
		荒瀬ダム	002-55		熊本県
亀川	亀川	亀川ダム貯水池	048-52	河川A	熊本県

イ 全窒素・全燐環境基準に係る調査地点

水域区分	河川名	測定地点名	地点統一番号	類型	測定機関
菊池川	菊池川	◎ 竜門ダム貯水池主点	501-01	湖沼Ⅲ	国土交通省
		竜門ダム貯水池副点	501-51		国土交通省
緑川	緑川	◎ 緑川ダム貯水池	502-01	湖沼Ⅳ	国土交通省
球磨川	球磨川	◎ 市房ダム貯水池	503-01	湖沼Ⅲ	熊本県

注 1) 測定地点名に◎印のある測定地点は、環境基準点です。

2) 地点統一番号

0**-** : 類型あてはめ水域、2**-** : 類型あてはめない水域

-0* : 環境基準点、-5* : 補助点

5**-** : 類型あてはめ湖沼（人工湖）

3) ダム

全窒素の基準は、竜門ダム貯水池主点、竜門ダム貯水池副点及び市房ダム貯水池については当分の間適用しない。

また、緑川ダム貯水池は暫定目標（全窒素 0.61 mg/L）とする。

※類型あてはめをおこなっていない湖沼（人工湖）については河川扱いとする。

【海域】

ア pH・COD等環境基準に係る調査地点

水域区分	測定地点名	地点統一番号	緯 度	経 度	類型	測定機関
有明海	◎St-1 荒尾地先	611-01	N32° 59' 36"	E130° 22' 37"	A	熊本県
	◎St-2 荒尾地先	611-02	N32° 57' 42"	E130° 25' 22"		熊本県
	◎St-3 長洲港内	605-01	N32° 55' 37"	E130° 26' 30"	C	熊本県
	◎St-4 長洲地先	606-01	N32° 55' 08"	E130° 26' 23"	B	熊本県
	◎St-5 長洲地先	611-03	N32° 53' 04"	E130° 28' 25"	A	熊本県
	◎St-6 坪井川河口	607-01	N32° 47' 42"	E130° 36' 22"	B	熊本市
	◎St-7 白川地先	611-04	N32° 47' 42"	E130° 34' 52"	A	熊本市
	◎St-8 緑川河口	608-01	N32° 42' 06"	E130° 35' 52"	B	熊本市
	◎St-9 緑川地先	611-05	N32° 42' 52"	E130° 34' 22"	A	熊本市
	◎St-10 本渡地先	610-01	N32° 27' 27"	E130° 12' 37"	B	熊本県
	◎St-11 本渡港内	609-01	N32° 27' 24"	E130° 12' 05"	C	熊本県
	○St-13 本渡地先	611-51	N32° 27' 47"	E130° 12' 56"	A	熊本県
	八代地先	◎St-1 水無川河口	602-01	N32° 33' 50"	E130° 34' 12"	C
◎St-2 八代港内		601-01	N32° 30' 57"	E130° 33' 14"	熊本県	
◎St-3 大鞘川地先		603-01	N32° 34' 36"	E130° 34' 22"	B	熊本県
◎St-4 水無川地先		603-02	N32° 33' 18"	E130° 33' 10"		熊本県
◎St-5 前川河口		603-03	N32° 30' 32"	E130° 33' 05"		熊本県
◎St-6 水無川地先		604-01	N32° 33' 45"	E130° 32' 13"	A	熊本県
◎St-7 前川地先		604-02	N32° 30' 12"	E130° 31' 12"		熊本県
◎St-8 球磨川河口		603-04	N32° 28' 06"	E130° 33' 14"	B	熊本県
八代海	◎St-1 三角港地先	612-01	N32° 35' 48"	E130° 27' 49"	B	熊本県
	◎St-2 三角港地先	618-01	N32° 35' 24"	E130° 28' 24"	A	熊本県
	◎St-3 合津港内	613-01	N32° 31' 09"	E130° 25' 43"	B	熊本県
	◎St-4 合津港地先	618-02	N32° 31' 38"	E130° 26' 08"	A	熊本県
	◎St-5 大門港地先	614-01	N32° 24' 59"	E130° 13' 05"	B	熊本県
	◎St-6 大門港地先	618-03	N32° 23' 20"	E130° 13' 39"	A	熊本県
	◎St-7 牛深港内	615-01	N32° 11' 33"	E130° 01' 45"	B	熊本県
	◎St-8 牛深港地先	618-04	N32° 11' 37"	E130° 02' 07"	A	熊本県
	◎St-9 松合港地先	616-01	N32° 37' 28"	E130° 36' 59"	B	熊本県
	◎St-10 松合港地先	618-05	N32° 36' 51"	E130° 35' 23"	A	熊本県
	◎St-11 梅戸港内	617-01	N32° 12' 30"	E130° 22' 45"	B	熊本県
	◎St-12 梅戸港地先	618-06	N32° 12' 38"	E130° 22' 09"	A	熊本県
	◎St-15 水俣港内	618-07	N32° 11' 29"	E130° 22' 12"		熊本県
	◎St-16 水俣港地先	618-08	N32° 11' 20"	E130° 21' 34"		熊本県

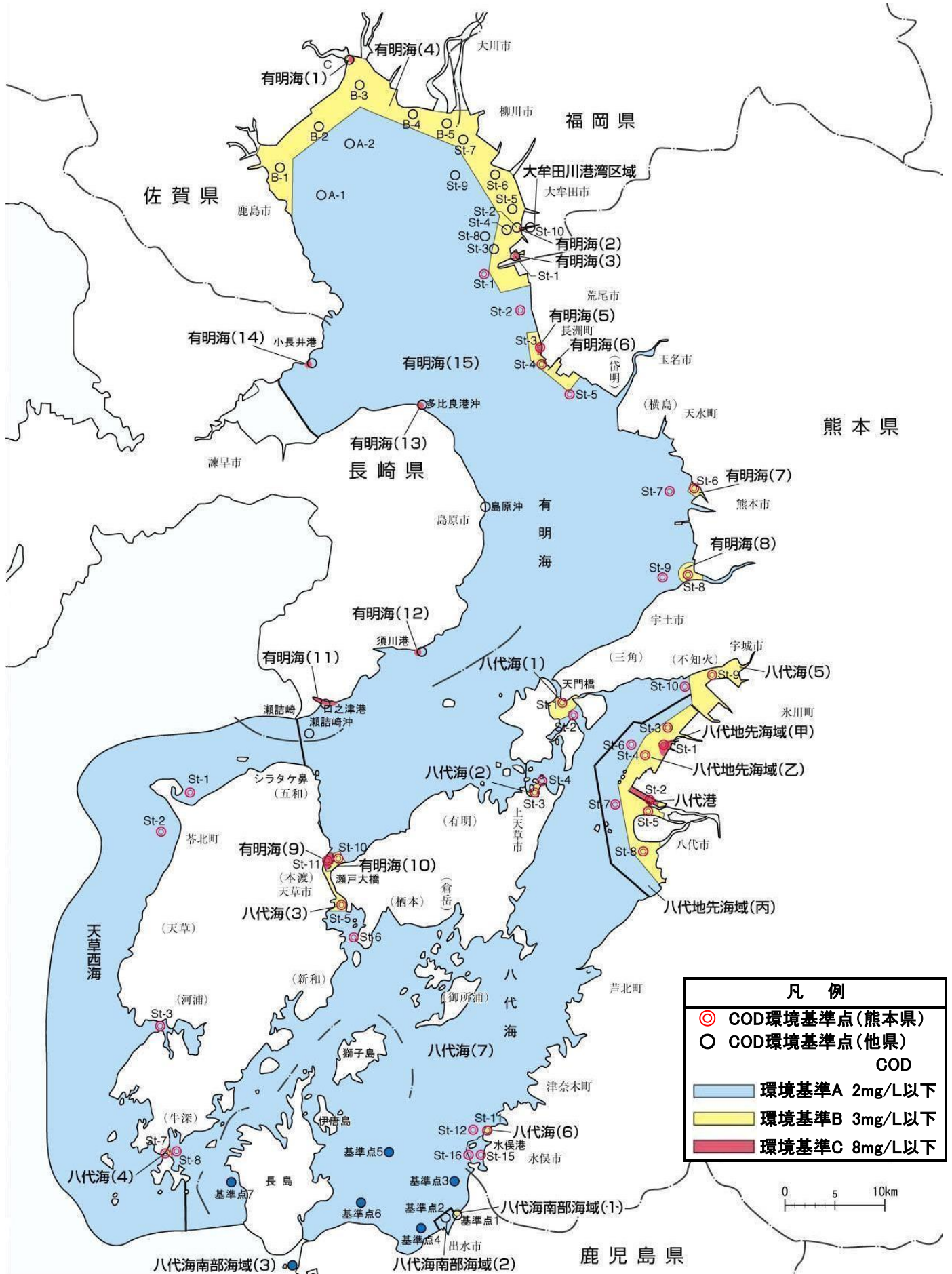
水域区分	測定地点名	地点統一番号	緯 度	経 度	類型	測定機関
八代海	○ 八幡プール沖	618-52	N32° 13' 23"	E130° 23' 22"	A	熊 本 県
	○ 水俣川河口	618-53	N32° 13' 31"	E130° 23' 33"		熊 本 県
	○St-14 田浦地先	618-54	N32° 20' 43"	E130° 28' 24"		熊 本 県
天草西海	◎St-1 富岡湾	619-01	N32° 31' 18"	E130° 02' 37"		熊 本 県
	◎St-2 苓北地先	619-02	N32° 29' 28"	E130° 01' 35"		熊 本 県
	◎St-3 羊角湾中部	619-03	N32° 18' 17"	E130° 01' 18"		熊 本 県
	○St-4 羊角湾奥部	619-51	N32° 18' 24"	E130° 02' 41"		熊 本 県
	○St-5 苓北地先	619-52	N32° 29' 42"	E130° 02' 31"		熊 本 県
	○St-6 苓北地先	619-53	N32° 28' 19"	E130° 02' 05"		熊 本 県

イ 全窒素・全磷環境基準に係る調査地点

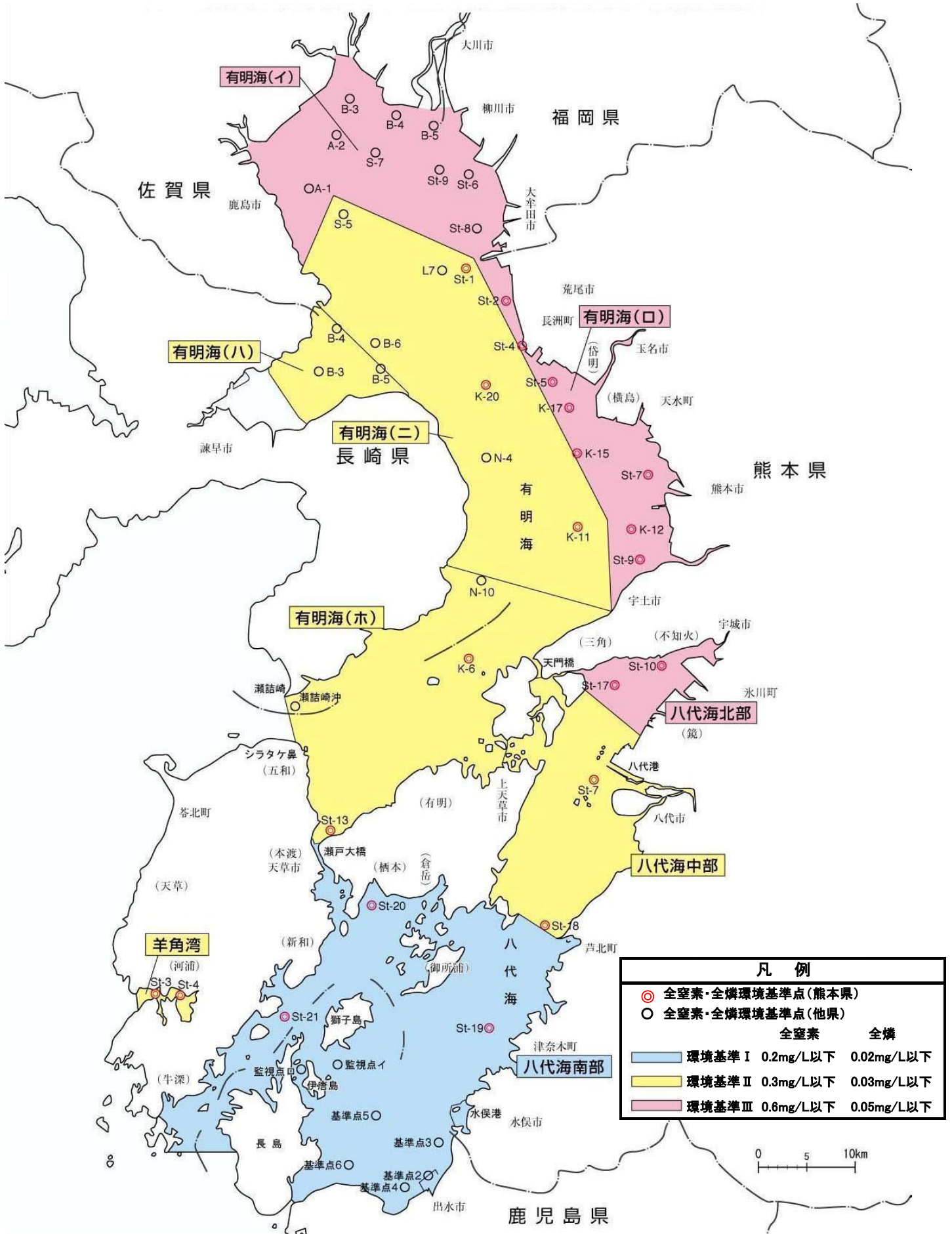
水域区分	測定地点名	地点統一番号	緯 度	経 度	類型	測定機関	
有明海	◎St-2 荒尾地先	611-02	N32° 57' 42"	E130° 25' 22"	Ⅲ 有明海 (口)	熊 本 県	
	◎St-4 長洲地先	606-01	N32° 55' 08"	E130° 26' 23"		熊 本 県	
	◎St-5 長洲地先	611-03	N32° 53' 04"	E130° 28' 25"		熊 本 県	
	◎K-17 菊池川地先	611-56	N32° 51' 36"	E130° 29' 34"		熊 本 県	
	◎K-15 横島地先	611-55	N32° 49' 00"	E130° 30' 04"		熊 本 県	
	◎St-7 白川地先	611-04	N32° 47' 42"	E130° 34' 52"		熊 本 県	
	◎K-12 熊本地先	611-54	N32° 44' 36"	E130° 33' 43"		熊 本 県	
	◎St-9 緑川地先	611-05	N32° 42' 52"	E130° 34' 22"		熊 本 県	
	◎St-1 荒尾地先	611-01	N32° 59' 36"	E130° 22' 37"	Ⅱ 有明海 (二)	熊 本 市	
	◎K-20 岱明沖	611-57	N32° 52' 57"	E130° 23' 52"		熊 本 県	
	◎K-11 熊本沖	611-53	N32° 44' 48"	E130° 30' 04"		熊 本 県	
	八代海	◎K-6 大矢野地先	611-52	N32° 37' 24"	E130° 22' 34"	Ⅱ 有明海 (ホ)	熊 本 県
		◎St-13 本渡地先	611-51	N32° 27' 47"	E130° 12' 56"		熊 本 県
		◎八代海 St-10 松合港地先	618-05	N32° 36' 51"	E130° 35' 23"	Ⅲ 八代海 北部	熊 本 県
◎St-17 水無川沖		618-55	N32° 34' 30"	E130° 32' 46"	熊 本 県		
◎八代地先 St-7 前川地先		604-02	N32° 30' 12"	E130° 31' 12"	Ⅱ 八代海 中部	熊 本 県	
◎St-18 田浦沖		618-56	N32° 24' 42"	E130° 27' 43"		熊 本 県	
◎St-19 津奈木沖		618-57	N32° 17' 24"	E130° 23' 25"	Ⅰ 八代海 南部	熊 本 県	
◎St-20 栖本湾沖	618-58	N32° 22' 33"	E130° 15' 58"	熊 本 県			
羊角湾	◎St-21 女岳沖	618-59	N32° 17' 12"	E130° 10' 04"	Ⅱ	熊 本 県	
	◎St-3 羊角湾中部	619-03	N32° 18' 17"	E130° 01' 18"		熊 本 県	
	◎St-4 羊角湾奥部	619-51	N32° 18' 24"	E130° 02' 41"		熊 本 県	

注 測定地点名に◎印のある測定地点は環境基準点、○印のある測定地点は補助点です。
緯度・経度の表示は世界測地系です。

【海域(COD)】



【海域(全窒素・全磷)】



Ⅲ 地下水の水質汚濁に係る環境基準等

(平成9年3月13日環境庁告示第10号)

平10環告23・平11環告16・平20環告41・平21環告79・平23環告95・平24環告85・平26環告40・平26環告127
平28環告31

平成9年3月に地下水の水質の総合的な保全を図るため、地下水の水質の汚濁に係る環境基準(地下水環境基準)が設定され、現在28項目が設定されています。環境基準は全ての地下水について一律に定められており、直ちに達成し維持するよう努めるものとされています(ただし、汚染が専ら自然的要因によることが明らかであると認められる場合を除きます。)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。) K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/L 以下	規格 K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L 以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
クロロエレン(塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下	平成9年3月13日環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 トランス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/L 以下	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L 以下	規格 K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/L 以下	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域及び地下水における検出状況等からみて、直ちに環境基準項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきものについて「要監視項目」として位置づけられたもの（平成 5 年 3 月 8 日付け環水管第 21 号、環境庁水質保全局長通知）。平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号及び環水土発第 040331005 号、環境省水環境部長通知、平成 21 年 11 月 30 日付け環水大水発第 091130004 号及び 091130005 号、環境省水・大気環境局長通知にて、項目が追加されている。

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン	※1
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	※2
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下

※1 平成 6 年 3 月 15 日 環水管第 43 号で指針値削除

※2 平成 11 年 2 月 22 日 環水企第 58 号及び環水管第 49 号で指針値削除

【 特定施設・排水基準等 】

I 水質汚濁防止法に基づく特定施設・排水基準等

1 特定施設

No	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乗せ
1	鉱業又は水洗炭業 イ 選 鉱 施 設 ロ 選 炭 施 設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設 (S46. 6. 24)	○
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設 イ 豚房施設 (豚房の総面積が 50 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設 (牛房の総面積が 200 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設 (馬房の総面積が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。) (S47. 10. 1)	
2	畜産食料品製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ハ 湯 煮 施 設	
3	水産食料品製造業 イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗 浄 施 設 ハ 脱 水 施 設 ニ ろ 過 施 設 ホ 湯 煮 施 設	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗 浄 施 設 ハ 圧 搾 施 設 ニ 湯 煮 施 設	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗 浄 施 設 ハ 湯 煮 施 設 ニ 濃 縮 施 設 ホ 精 製 施 設 ヘ ろ 過 施 設	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	
7	砂糖製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (流送施設を含む。) ハ ろ 過 施 設 ニ 分 離 施 設 ホ 精 製 施 設	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	
10	飲料製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 (洗びん施設を含む。) ハ 搾 汁 施 設 ニ ろ 過 施 設 ホ 湯 煮 施 設 ヘ 蒸 留 施 設	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗 浄 施 設 ハ 圧 搾 施 設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設	
12	動植物油脂製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗 浄 施 設 ハ 圧 搾 施 設 ニ 分 離 施 設	

No	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乘せ
13	イースト製造業 イ 原料処理施設 ロ 洗 浄 施 設 ハ 分 離 施 設	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業 イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ 分 離 施 設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業 イ 原料処理施設 ロ ろ 過 施 設 ハ 精 製 施 設	
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設（納豆製造は該当しない）	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	
18の2	冷凍調理食品製造業 イ 原料処理施設 ロ 湯 煮 施 設 ハ 洗 浄 施 設 (S57. 1. 1)	
18の3	たばこ製造業 イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗 浄 施 設 (S57. 1. 1)	
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業 イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染 色 施 設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設 (S49. 12. 1)	○
20	洗毛業 イ 洗 毛 施 設 ロ 洗 化 炭 施 設	○
21	化学繊維製造業 イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	○
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー (S57. 1. 1)	
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 (S57. 1. 1)	○
21の4	パーティクルボード製造業 イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設	○
22	木材薬品処理業 イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設	○
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業 イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎 木 機 ニ 蒸 解 施 設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂 白 施 設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設	○

№	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乘せ
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業 イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 (S57. 1. 1)	○
24	化学肥料製造業 イ ろ 過 施 設 ロ 分 離 施 設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 塵ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設	○
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業 イ 塩水精製施設 ロ 電 解 施 設	○
26	無機顔料製造業 イ 洗 淨 施 設 ロ ろ 過 施 設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 塵ガス洗浄施設	○
27	前 2 号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業 イ ろ 過 施 設 ロ 遠 心 分 離 機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 へ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 塵ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	○
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業 イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニールアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニールモノマー洗浄施設 へ クロロプレンモノマー洗浄施設	○
29	コールタール製品製造業 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静 置 分 離 器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	○
30	発酵工業（第 5 号、第 10 号及び第 13 号に掲げる事業を除く。） イ 原料処理施設 ロ 蒸 留 施 設 ハ 遠 心 分 離 機 ニ ろ 過 施 設	
31	メタン誘導品製造業 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	○
32	有機顔料又は合成染料の製造業 イ ろ 過 施 設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠 心 分 離 機 ニ 塵ガス洗浄施設	○

№	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乗せ
33	合成樹脂製造業 イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	○
34	合成ゴム製造業 イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器	○
35	有機ゴム薬品製造業 イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	○
36	合成洗剤製造業 イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	○
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。） イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコール製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	○
38	石けん製造業 イ 原料精製施設 ロ 塩析施設	
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） (H24. 5. 25)	
39	硬化油製造業 イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	
41	香料製造業 イ 洗浄施設 ロ 抽出施設	○

№	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乘せ
42	ゼラチン又はにかわの製造業 イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗 浄 施 設	
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	○
44	天然樹脂製品製造業 イ 原料処理施設 ロ 脱 水 施 設	○
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業 イ 水 洗 施 設 ロ ろ 過 施 設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	○
47	医薬品製造業 イ 動物原料処理施設 ロ ろ 過 施 設 ハ 分 離 施 設 ニ 混合施設(第 2 条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ) ホ 廃ガス洗浄施設	○
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	○
49	農薬製造業の用に供する混合施設	○
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	○
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。) イ 脱 塩 施 設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱 硫 施 設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	○
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 (S57. 1. 1)	○
51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 (S57. 1. 1)	○
52	皮革製造業 イ 洗 浄 施 設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染 色 施 設	○
53	ガラス又はガラス製品の製造業 イ 研 磨 洗 浄 施 設 ロ 廃ガス洗浄施設	○
54	セメント製品製造業 イ 抄 造 施 設 ロ 成 型 機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	○
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	○
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	○
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	○
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸 処 理 施 設 ニ 脱 水 施 設	○
59	碎石業 イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設	
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	

No	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乗せ
61	鉄鋼業 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧 延 施 設 ニ 焼 入 れ 施 設 ホ 湿式集じん施設	○
62	非鉄金属製造業 イ 還 元 そ う ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼 入 れ 施 設 ニ 水 銀 精 製 施 設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設	○
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。） イ 焼 入 れ 施 設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水 銀 精 製 施 設 ホ 廃ガス洗浄施設	○
63 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 (S57. 1. 1)	○
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 (H13. 7. 1)	
64	ガス供給業又はコークス製造業 イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	○
64 の 2	水道施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 6 項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設（これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈 で ん 施 設 ロ ろ 過 施 設 (S51. 6. 1)	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	○
66	電気めっき施設	○
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） (H24. 5. 25)	
66 の 3	旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。） イ ちゅう房施設 ロ 洗 濯 施 設 ハ 入 浴 施 設 (S49. 12. 1)	
66 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 5 条の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が 500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (S63. 10. 1)	
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が 360 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (S63. 10. 1)	
66 の 6	飲食店（次号及び第 66 号の 7 に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 420 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (S63. 10. 1)	
66 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が 630 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (S63. 10. 1)	
66 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が 1,500 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） (S63. 10. 1)	
67	洗濯業の用に供する洗浄施設（コインランドリーは含まない）	○
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	○
68 の 2	病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）（病床数が 300 床未満のものを除く。） イ ちゅう房施設 ロ 洗 淨 施 設 ハ 入 浴 施 設 (S54. 5. 10)	○
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設	

No	業 種 及 び 特 定 施 設	有害 上乗せ
69 の 2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）に設置される施設（水産物に係るものに限る。） イ 卸 売 場 ロ 仲 卸 売 場 (S51. 6. 1)	
69 の 3	地方卸売市場（卸売市場法第 2 条第 4 項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）第 2 条第 2 号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るもの限り、これらの総面積が 1,000 m ² 未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸 売 場 ロ 仲 卸 売 場 (S57. 7. 1)	○
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号に規定するものをいう。）	○
70 の 2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（室内作業場の総面積が 800 m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） (S57. 1. 1)	○
71	自動式車両洗淨施設	
71 の 2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設 イ 洗 淨 施 設 ロ 焼 入 れ 施 設 (総理府令で定める事業場) 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前 2 号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保 健 所 6 検 疫 所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設 (S49. 12. 1)	○
71 の 3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するものをいう。）である焼却施設（処理能力が 1 日 5 トン未満のものを除く。） (S54. 5. 10)	○
71 の 4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処理を業として行うもの（同法第 14 条第 4 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 4 項のただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの。 ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設 (H10. 6. 17)	○
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設（前各号に該当するものは除く。）（コインランドリーを含む） (H3. 10. 1, H12. 3. 1)	○
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものは除く。） (H3. 10. 1, H12. 3. 1)	○
72	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人以下のし尿浄化そうを除く。）	
73	下水道終末処理施設	
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前 2 号に掲げるものを除く。）	○

備考 1 有害物質を製造し、使用し、又は処理する特定施設を有害物質使用特定施設という。

備考 2 () 内の年月日は、特定施設となった日をいい、() 内のない特定施設は、すべて (S46. 6. 24)。

備考 3 有害上乗せ：水質汚濁防止法第 3 条第項の規定に基づき排水基準を定める条例の有害物質に係る上乗せ。

2 排水基準

(1) 排水規制の法体系

公共用水域の水質汚濁防止のため、水質汚濁防止法に基づき、特定施設を有する工場、事業場に対して全国一律の排水基準が定められている。

また、熊本県においては一律基準では公共用水域の水質保全及び環境基準の維持達成に不十分とされる水域においては、上乗せ排水基準を設定し、排水規制の強化を図っている。さらに熊本県生活環境の保全等に関する条例や熊本県地下水保全条例で、対象施設を追加し、排水規制を行っている。

【水質汚濁防止法】

水質汚濁防止法では、排水基準とし、カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質《健康項目》、化学的酸素要求量その他の生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質が定められている。

対象施設 特定施設 (p45~51)

《健康項目》カドミウム (Cd)、シアン (CN)、水銀 (Hg)、PCB、トリクロロエチレン等 28 項目

◎水質汚濁防止法の対象となる工場・事業場の全てに適用される。(全国一律)

◎県条例で上乗せ排水基準が設定されているが、一部の施設には上乗せは適用しない。(注2)

ア 一律基準 県下全域 (p55) ⇒ **【基準①】**

イ 上乗せ基準 県下全域 (水質汚濁防止法第3条第3項) (p58) ⇒ **【基準②】**

注1 項目: Cd, CN, Hg, PCB, トリクロロエチレン等 22 項目

注2 水質汚濁防止法施行令 (昭和 46 年政令第 188 号) 別表第一のうち次の各号には適用しない。

1-2 (畜産)、2~18-3 (食料品製造)、21-2、30、38~40、42、45、59 (砕石)、60 (砂利)、63-3 (火力発電)、64-2、66-2 (旅館)、66-3~66-7、69 (と畜場)、69-2、69-3、71 (車両洗浄)、72 (し尿)、73 (下水) ※特定施設一覧 (p45~有害上乗せ参照)

《生活環境項目》(pH, BOD, COD, SS, n-ヘキサン抽出物質含有量, 大腸菌群数, 窒素含有量 (T-N), 燐含有量 (T-P) 等 15 項目)

◎水質汚濁防止法では排水量 50 m³/日以上の場合に適用とされているが、県条例で 20~50 m³/日以上の場合にも適用されるよう裾下げ (法令上は上乗せ※) されている (一部の項目除く)。

◎排水量 50 m³/日以上 1000 m³/日未満の場合、排水量 1000 m³/日の場合にはそれぞれ、県条例で上乗せ排水基準が設定されている。

ア 一律基準 県下全域 (水質汚濁防止法第3条) (p59) ⇒ **【基準③】**

・排水量 50 m³/日以上について適用

・T-N, T-P については、有明海、八代海、洋角湾及び瀬戸内海並びにこれらに流入する公共用水域に排出する排出する特定事業場に限る。(天草西海水域は除く。)

イ 上乗せ基準 有明海・八代海 (有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づく指定地域) 並びにこれらに流入する公共用水域に排出する特定事業場に限る。(水質汚濁防止法第3条第3項)

・排水量 50 m³/日以上 1,000 m³/日未満 (p63) ⇒ **【基準④】**

・排水量 1,000 m³/日以上 (p64) ⇒ **【基準⑤】**

ウ 裾下げ (法令上は上乗せ) 基準 県下全域 (水質汚濁防止法第3条第3項)

・排水量が排水量 20 m³/日以上 50 m³/日未満 (p65) ⇒ **【基準⑥】**

【熊本県生活環境の保全等に関する条例】

対象施設 7 施設 (p66)

《生活環境項目》 (pH, BOD, COD, SS, n-ヘキサン抽出物質含有量等 14 項目)

- ア **一律基準** 県下全域 (熊本県生活環境の保全等に関する条例第 29 条) → **【基準⑦】**
 ・排水量が 50 m³/日以上 (p67)
- イ **上乗せ基準** 県下全域 (熊本県生活環境の保全等に関する条例第 29 条) → **【基準⑧】**
 ・排水量が 20 m³/日以上 50 m³/日未満 (p68)

【熊本県地下水保全条例】

対象施設 対象化学物質を業として使用し、指定する業種に該当する工場、事業場

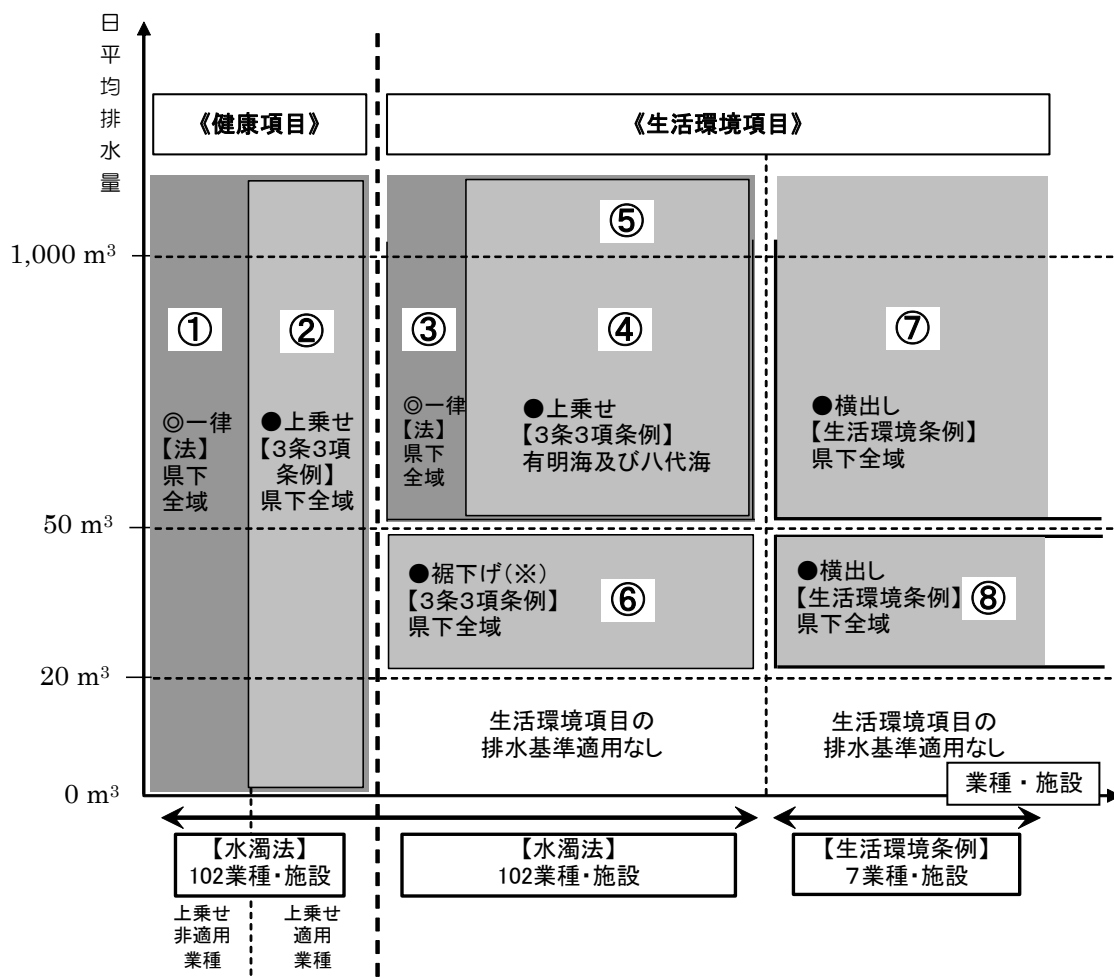
鉱業：4 業種、製造業：20 業種、卸売小売業：1 業種、サービス業：15 業種、公務：1 業種、計 41 業種

対象化学物質

《健康項目》 Cd, CN, Hg, PCB, トリクロロエチレン, Se 等 23 項目

- ア 地下浸透の禁止 (熊本県地下水保全条例第 16 条)
- イ 排水水の排出の制限：特別排水基準 (熊本県地下水保全条例第 16 条)

(参考) 排水量と適用排水基準 (上乗せ・横だし) 概念図



(2) 水に関する基準の概要

(単位 mg/L)

項目※1 (有害物質等の種類)	水質汚濁防止法			県上乗せ 条 例 (法・排水)	県地下水保全条例			環境基準		
	排 水	地下浸透	浄化基準		排 水	地下浸透※2	浄化基準	河川、海域	地下水	
カドミウム及びその化合物	0.03	検 出 さ れ な い こ と	0.003	0.01	0.01	0.001	0.003	0.003	0.003	
シアン化合物	1		検出されないこと	0.1	0.1	0.1	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
有機リン化合物	1		検出されないこと	0.1	0.1	0.1	検出されないこと	—	—	
鉛及びその化合物	0.1		0.01	0.05	0.05	0.005	0.01	0.01	0.01	
六価クロム化合物	0.5		0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	
砒素及びその化合物	0.1		0.01	0.01	0.01	0.005	0.01	0.01	0.01	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005		0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	0.0005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと	—	検出されないこと	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	0.003		検出されないこと	0.0005	0.0005	0.0005	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.1		0.01	0.03	0.03	0.002	0.01	0.01	0.01	
テトラクロロエチレン	0.1		0.01	0.01	0.01	0.0005	0.01	0.01	0.01	
ジクロロメタン	0.2		0.02	0.02	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02	
四塩化炭素	0.02		0.002	0.002	0.002	0.0002	0.002	0.002	0.002	
1,2-ジクロロエタン	0.04		0.004	0.004	0.004	0.0004	0.004	0.004	0.004	
1,1-ジクロロエチレン	1		0.1	0.02	0.02	0.002	0.02	0.1	0.1	
1,2-ジクロロエチレン	—		0.04	—	—	—	0.04	—	0.04	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		—	—	0.04	0.04	0.004	—	0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	3		検 出 さ れ な い こ と	1	0.3	0.3	0.0005	1	1	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.06			0.006	0.006	0.006	0.0006	0.006	0.006	0.006
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.002		0.002	0.002	0.0002	0.002	0.002	0.002	
チウラム	0.06	0.006		0.006	0.006	0.0006	0.006	0.006	0.006	
シマジン	0.03	0.003		0.003	0.003	0.0003	0.003	0.003	0.003	
チオベンカルブ	0.2	0.02		0.02	0.02	0.002	0.02	0.02	0.02	
ベンゼン	0.1	0.01		0.01	0.01	0.001	0.01	0.01	0.01	
セレン及びその化合物	0.1	0.01		—	0.1	0.002	0.01	0.01	0.01	
ほう素及びその化合物	10その他 230海域	1		—	—	—	—	1	1	
ふっ素及びその化合物	8その他 15海域	0.8		—	—	—	—	0.8	0.8	
アンモニア、アンモニウム 化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物※3	100	10		—	—	—	—	—	—	
塩化ビニルモノマー	—	0.002		—	—	—	—	—	0.002	
1,4-ジオキサン	0.5	0.05		—	—	—	—	0.05	0.05	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	10	10		

※1 項目名は水質汚濁防止法施行令第二条に掲げる物質名等を記載。環境基準は表記が異なる物質がある。

※2 県地下水保全条例の地下浸透基準は、記載数値未満。(その他の基準は記載数値以下。)

※3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の定量限界値(水質汚濁防止法の地下浸透基準値)は、アンモニア又はアンモニウム化合物にあっては、アンモニア性窒素 0.7 mg/L、亜硝酸化合物にあっては亜硝酸性窒素 0.2 mg/L、硝酸化合物にあっては硝酸性窒素 0.2 mg/L

(3) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

ア【有害物質の排水基準】 - 1 <全国一律> (排水基準を定める省令別表第一)

基準①

項 目		許 容 限 度	検 定 方 法
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.03 mg/L	排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号)第 2 条の規定に基 づき、環境大臣が定める 排水基準に係る検定方法
シアン化合物		シアン 1 mg/L	
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る)		1 mg/L	
鉛及びその化合物		鉛 0.1 mg/L	
六価クロム化合物		六価クロム 0.5 mg/L	
砒素及びその化合物		砒素 0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		水銀 0.005 mg/L	
アルキル水銀化合物		検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル		0.003 mg/L	
トリクロロエチレン		0.1 mg/L	
テトラクロロエチレン		0.1 mg/L	
ジクロロメタン		0.2 mg/L	
四塩化炭素		0.02 mg/L	
1, 2 - ジクロロエタン		0.04 mg/L	
1, 1 - ジクロロエチレン		1 mg/L	
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		0.4 mg/L	
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3 mg/L	
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06 mg/L	
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02 mg/L	
チウラム		0.06 mg/L	
シマジン		0.03 mg/L	
チオベンカルブ		0.2 mg/L	
ベンゼン		0.1 mg/L	
セレン及びその化合物		セレン 0.1 mg/L	
ほう素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出	ほう素 10 mg/L	
	海域に排出	ほう素 230 mg/L	
ふつ素及び その化合物	海域以外の公共用水域に排出	ふつ素 8 mg/L	
	海域に排出	ふつ素 15 mg/L	
アンモニア、アンモ ニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸 化合物	1 リットルにつきアンモニア 性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜 硝酸性窒素及び硝酸性窒素の 合計量	100 mg/L	
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L	
備考			
1 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。			
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年 11 月 12 日政令第 363 号、昭和 49 年 12 月 1 日施行）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。			

ア【有害物質の排水基準】 - 2<暫定> (排水基準を定める省令附則別表)

「カドミウム及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」、「ふっ素及びその化合物」、「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」、「1, 4-ジオキサン」については、業種によって一般基準より緩やかな“暫定排水基準”が定められており、次表の暫定排水基準値が平成 31 年 6 月 30 日まで（「カドミウム及びその化合物」、「1, 4-ジオキサン」については備考参照）適用されます。

項目	業種その他の区分	許容限度
カドミウム及びその化合物 (単位 カドミウムの量に関して、一リットルにつきミリグラム)	金属鉱業	0.08
	非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09
	非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）	0.1
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	貴金属製造・再生業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	50
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	100
	うわ薬製造業（うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	140
	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500
ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12
	うわ薬製造業（ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号。以下「改正政令」という。）の施行の際現にゆう出していなかった温泉を利用するもので、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであって一日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50
	電気めっき業（1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル未満であるものに限る。）	40
1, 4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	6
	エチレングリコール製造業	6

項目	業種その他の区分	許容限度
硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム) (単位 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に○・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び	下水道業（特定公共下水道に係るものであり、かつモリブデン化合物製造業、ジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れるものに限る。）	130
	酸化コバルト製造業	160
	畜産農業	600
	ジルコニウム化合物製造業	700
	モリブデン化合物製造業	1500
	バナジウム化合物製造業	1650
	貴金属製造・再生業	2900

備考

- この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第 1 又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定のもの」とは、特定事業場であって、次の算式により計算された値が 10 を超えるものをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。

- C_i 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下 2 において「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとの当該下水道へ排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値（単位ほう素の量に関して、1 リットルにつきミリグラム）
- Q_i 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 1 日につき立方メートル）

- 「カドミウム及びその化合物」暫定排水基準の適用期間
金属鉱業は平成 31 年 11 月 30 日まで
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）は平成 29 年 11 月 30 日まで
非鉄金属第一次製錬・精製業及び非鉄金属第二次製錬・精製業は平成 29 年 11 月 30 日まで
- 「1, 4-ジオキサン」暫定排水基準の適用期間
平成 30 年 5 月 24 日まで

(参考) 排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）改正概要

- 昭和 50 年 2 月 3 日環境庁告示第 4 号（PCB の追加、ppm を mg/L に改訂）
- 昭和 52 年 8 月 26 日環境庁告示第 37 号（別表解除等）
- 昭和 57 年 3 月 27 日環境庁告示第 42 号（分析方法全面改訂 Cd~PCB、pH~n-ヘキサン）
- 昭和 60 年 5 月 30 日環境庁告示第 28 号（窒素、^{リン}の排水規制：湖沼）
- 平成元年 4 月 3 日環境庁告示第 18 号（TCE・PCE 追加）
- 平成 5 年 8 月 27 日環境庁告示第 65 号（海域の窒素^{リン}環境基準、同排水基準）
- 平成 6 年 1 月 25 日環境庁告示第 2 号（追加 13 物質：ジクロロメタン~セレン）
- 平成 7 年 3 月 30 日環境庁告示第 20 号（JIS 改正に伴う検定方法の改正）
- 平成 13 年 6 月 13 日環境省令第 21 号（ほう素及びその化合物等 3 項目追加）
- 平成 15 年 1 月 22 日環境省令第 1 号（セレン、鉛の暫定排水基準の改正）

- 平成 15 年 9 月 12 日環境省令第 22 号 (海域の窒素、^{りん}燐の暫定排水基準の改正)
- 平成 16 年 5 月 31 日環境省令第 16 号 (ほう素及びその化合物等 3 項目の暫定排水基準の改正)
- 平成 24 年 5 月 23 日環境省令第 14 号 (1,4-ジオキサンの追加改正)
- 平成 26 年 11 月 4 日環境省令第 30 号 (カドミウム及びその化合物の暫定排水基準)
- 平成 27 年 5 月 1 日環境省令第 20 号 (1,4-ジオキサンの暫定排水基準の改正)
- 平成 27 年 9 月 18 日環境省令第 33 号 (トリクロロエチレンの排水基準の改正)
- 平成 28 年 6 月 16 日環境省令第 15 号 (ほう素及びその化合物等 3 項目の暫定排水基準の改正)
- 平成 28 年 11 月 15 日環境省令第 25 号 (カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の改正)

基準②

ア【有害物質の排水基準】 - 3<上乘せ>

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき排水基準を定める条例に基づく有害物質に係る上乘せ排水基準(別表第 2) (県下全域)

項 目	許 容 限 度	検 定 方 法
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01 mg/L	排水基準を定める省令 (昭和 46 年総理府令第 35 号) 第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
シアン化合物	シアン 0.1 mg/L	
有機 ^{りん} 燐化合物 〔パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及び EPN に限る。〕	0.1 mg/L	
鉛及びその化合物	鉛 0.05 mg/L	
六価クロム化合物	六価クロム 0.05 mg/L	
砒素及びその化合物	砒素 0.01 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005 mg/L	
ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L	
トリクロロエチレン	0.03 mg/L	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L	
ジクロロメタン	0.02 mg/L	
四塩化炭素	0.002 mg/L	
1, 2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L	
1, 1 - ジクロロエチレン	0.02 mg/L	
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L	
1, 1, 1 - トリクロロエタン	0.3 mg/L	
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L	
1, 3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L	
チウラム	0.006 mg/L	
シマジン	0.003 mg/L	
チオベンカルブ	0.02 mg/L	
ベンゼン	0.01 mg/L	

備考 この表に掲げる上乘せ排水基準は、水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号)別表第 1 第 1 号、第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 21 号の 3、第 21 号の 4、第 22 号、第 23 号、第 23 号の 2、第 24 号、第 25 号、第 26 号、第 27 号、第 28 号、第 29 号、第 31 号、第 32 号、第 33 号、第 34 号、第 35 号、第 36 号、第 37 号、第 41 号、第 43 号、第 44 号、第 46 号、第 47 号、第 48 号、第 49 号、第 50 号、第 51 号、第 51 号の 2、第 51 号の 3、第 52 号、第 53 号、第 54 号、第 55 号、第 56 号、第 57 号、第 58 号、第 61 号、第 62 号、第 63 号、第 63 号の 2、第 64 号、第 65 号、第 66 号、第 67 号、第 68 号、第 68 号の 2、第 70 号、第 70 号の 2、第 71 号の 2、第 71 号の 3、第 71 号の 4、第 71 号の 5、第 71 号の 6 又は第 74 号に掲げる施設を設置する特定事業場に限り適用する。

※p43~49 水質汚濁防止法に基づく特定施設を参照

(参考) 改正経緯

平成 2 年 10 月 2 日 熊本県条例第 51 号 Cd~PCE までの上乘せ：施行平成 3 年 4 月 1 日

平成 8 年 3 月 25 日 熊本県条例第 22 号 ジクロロメタン~ベンゼンの上乘せ：施行平成 8 年 10 月 1 日

イ【生活環境項目の排水基準】 - 1 <全国一律> (排水基準を定める省令別表第二)

基準③

項 目	許容限度		検 定 方 法
	日間平均	最 大	
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 海 域	5.8~8.6 5.0~9.0	排水基準を定める省令 (昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	120 mg/L	160 mg/L	
化学的酸素要求量 (COD)	120 mg/L	160 mg/L	
浮遊物質 (SS)	150 mg/L	200 mg/L	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5 mg/L	
	動植物油脂類含有量	30 mg/L	
フェノール類含有量		5 mg/L	
銅含有量 (Cu)		3 mg/L	
亜鉛含有量 (Zn)		2 mg/L	
溶解性鉄含有量 (Fe)		10 mg/L	
溶解性マンガン含有量 (Mn)		10 mg/L	
クロム含有量 (Cr)		2 mg/L	
大腸菌群数	3,000 個/cm ³		
窒素含有量 (N)	60 mg/L	120 mg/L	
りん 磷含有量 (P)	8 mg/L	16 mg/L	

備考1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際（昭 49. 12. 1）現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって、水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

窒素含有量又は^{りん}含有量についての排水基準に係る湖沼

(昭和 60.5.30 環告 27、平成 16.5.24 環告 38、平成 22.7.27 環告 42)

湖 沼 名	所 在 地	窒素規制	^{りん} 規 制
亀川ダム貯水池	天草市		○
楠浦ダム貯水池	天草市		○
第一ヤイラギダム貯水池	天草市		○
第二ヤイラギダム貯水池	天草市		○
姫ノ河内ダム貯水池	天草市		○
五和東部ダム貯水池	天草市		○
上津浦ダム貯水池	天草市		○
教良木ダム貯水池	上天草市		○
竜門ダム貯水池	菊池市		○
立岡ため池	宇土市及び宇城市松橋町		○
石打ダム貯水池	宇城市三角町		○
萩尾大ため池	宇城市松橋町及び同市豊野町		○
緑川ダム貯水池	下益城郡美里町及び上益城郡山都町	○	○
下釜ダム貯水池	阿蘇郡小国町並びに大分県日田郡中津江村及び同郡上津江村		○
松原ダム貯水池	阿蘇郡小国町並びに大分県日田郡中津江村、同郡大山町及び同郡天瀬町	○	○
大谷ダム貯水池	阿蘇郡高森町		○
深迫ダム貯水池	上益城郡益城町		○
油谷ダム貯水池	八代市		○
氷川ダム貯水池	八代市		○
清願寺ダム貯水池	球磨郡あさぎり町		○
市房ダム貯水池	球磨郡水上村		○
内谷ダム貯水池	球磨郡五木村		○
都呂々ダム貯水池	天草郡苓北町		○

窒素及び^{りん}の規制に係る対象海域

本県の特定事業場が関係する海域は次の海域である。

有明海、八代海、羊角湾、瀬戸内海

イ【生活環境項目の排水基準】 - 2 <暫定基準>

窒素及び^{りん}含有量に係る暫定基準（有明海、八代海、羊角湾、瀬戸内海に直接又は流入する河川に排出する事業場を対象）
 （一般排水基準に対応することが著しく困難と認められる次の業種については、平成 30 年 9 月 30 日まで
 の間暫定基準が設けられている。）

〔窒素〕

(単位 mg/L)

業 種	許 容 限 度	
	最 大 値	日 間 平 均 値
天然ガス鉱業	160	150
畜産農業（豚房施設を有するもの）	170	140
その他の無機化学工業製品製造業の一部		
酸化コバルト製造業	400	120
バナジウム化合物製造業（バナジウム化合物の塩析工程を有するものに限る）	4250	3500
モリブデン化合物製造業（モリブデン化合物塩析工程を有するものに限る）	4250	3500

〔^{りん}〕

(単位 mg/L)

業 種	許 容 限 度	
	最 大 値	日 間 平 均 値
畜産農業（豚房施設を有するもの）	25	20

備考

- この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二（排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）別表第二 以下同じ。）の備考 6 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。
- この表に掲げる^{りん}含有量についての排水基準は、^{りん}が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第二の備考 7 に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（^{りん}に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。
- この表に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、3 の規定を準用する。

亜鉛に係る暫定基準（平成 33 年 12 月 10 日まで適用）

(単位 mg/L)

業 種	許 容 限 度
金属鉱業	5
電気めっき業	
下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	

- 業種欄に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に業種欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。
- 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が二を超えることをいう。

$$(\sum C_i \cdot Q_i) \div (Q)$$
 この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。
 C_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 一リットルにつきミリグラム）
 Q_i 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 一日につき立方メートル）
 Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

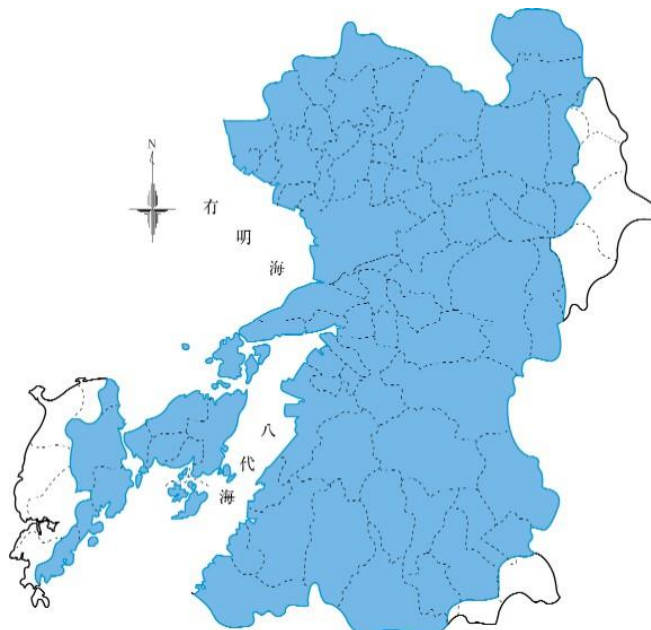
イ【生活環境項目の排水基準】 - 3<上乘せ>

水質汚濁防止法第3条3項に基づき排水基準を定める条例に基づく生活環境に係る項目の上乗せ排水基準

適用区域（一日の平均排水量 50 m³ 以上の特定事業場の上乗せ排水基準適用区域）

区 域	範 囲
有明海及び八代海水域	<p>熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市（浄南町、南町、太田町、南新町、東町、港町、栄町、諏訪町、中央新町、古川町、川原町、東浜町、船之尾町、川原新町、山の手町、本渡町、大浜町、城下町、小松原町、浜崎町、今釜町、今釜新町、北浜町、北原町、丸尾町、中村町、八幡町、亀場町、榎宇土町、志柿町、瀬戸町、下浦町、楠浦町、本町、佐伊津町、旭町、宮地岳町、有明町、御所浦町、倉岳町、栖本町、新和町、五和町（大字御領及び大字鬼池（字小河内、字杉ノ迫、字歌ノ迫、字山ノ迫、字眞五郎、字蓑ノ尾、字沖ノ丸、字仁田丸、字代々迫、字平野、字クズ淵、字南平、字桐ノ木平、字梅ノ木通、字船ノ河内、字水無、字タブノキ迫、字柳原、字古開、字古道、字上葛籠河内、字下葛籠河内、字田ノ迫、字松原、字鳥越及び字番山を除く。）に限る。）、河浦町大字宮野河内（字桂山、字市ノ渡、字大曲、字柳迫、字亀岩、字城戸、字立石及び字鞍置を除く。）、牛深町岡東区、久玉町（内の原区を除く。）及び深海町に限る。）、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市（一の宮町（手野字北山及び三野字白木山に限る。）及び波野を除く。）、合志市、下益城郡、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同郡高森町（大字高森、大字上色見及び大字色見に限る。）、同郡南阿蘇村、同郡西原村、上益城郡御船町、同郡嘉島町、同郡益城町、同郡甲佐町、同郡山都町（長崎、馬見原、滝上、大野（字宮ノ後に限る。）、柳井原（字長迫、字宮ノ後及び字三津目に限る。）、塩原（字ウツボギに限る。）、菅尾（字前及び字南園を除く。）、塩出迫（字牛ヶ山、字巻山、字瀬ノ口、字下牧野、字上牧野、字芹原及び字高原を除く。）、米迫、今、八木、柏、二瀬本、花上、橘、下山、高辻、高畑、東竹原、柳、伊勢、長谷、玉目、大見口、上差尾（字中原、字永松、字芳谷、字十ヶ谷、字後迫、字塔ノ上、字上ノ山、字上ノ原、字迫尻、字水谷、字蚊久保、字石割迫、字屏風切、字新黒谷、字東谷、字中尾、字岩ノ上、字道別、字橋場、字赤岩、字西平、字東平、字下尾刈、字山造、字坂下、字中小屋、字境谷、字長須、字高見、字高尾、字高山及び字ツラツキを除く。）及び二津留を除く。）、八代郡、葦北郡、球磨郡錦町（国有林宮崎森林管理署えびの森林管理センター四四林班から四六林班までを除く。）、同郡あさぎり町（大字皆越字八ノ峯、国有林宮崎森林管理署西諸事務所一四林班及び一五林班並びに同森林管理署えびの森林管理センター四七林班から五〇林班までを除く。）、同郡多良木町（大字槻木を除く。）、同郡湯前町、同郡水上村、同郡相良村、同郡五木村、同郡山江村及び同郡球磨村の区域に属する公共用水域</p>

上乘せ排水基準適用区域図（概略図）



基準④

ア 上乗せ排水基準（一日の平均排水量 50 m³以上 1,000 m³未満の特定事業場の上乗せ排水基準）

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度						
		BOD 又は COD(mg/L)		SS (mg/L)				
		日間平均	最大	日間平均	最大			
既設の工場 又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	70	
	その他の区域に所在するもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		50	70	70	90	
		食料品製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業 その他のもの	20	30	50	60
			水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、めん類製造業		30	40	50	60
		飲料製造業	酒類製造業	その他飲料製造業	30	40	50	60
			その他のもの(弁当製造業を除く。)		20	30	50	60
		繊維工業		30	40	30	40	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		70	90	50	60	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		45	60	60	80	
		窯業・土石製品製造業		20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	100	150	
	旅館業		50	60	50	70		
	共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		50	60	50	70		
	と畜場		30	40	40	60		
	下水道終末処理施設		—	20	—	70		
	し尿処理施設		—	30	—	70		
	その他のもの		20	25	30	40		
	新設の工場 又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	30	40
			し尿処理施設		—	20	—	70
その他の区域に所在するもの		豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの		25	30	60	80	
		食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、動植物油脂製造業、飲料製造業	その他のもの(弁当製造業を除く。)	20	25	40	50
			その他のもの(弁当製造業を除く。)		20	25	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		20	25	40	50	
		パルプ、紙又は紙加工品の製造業のうちパルプ製造施設を持たないもの		20	25	50	70	
		窯業・土石製品製造業		20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	80	100	
		旅館業		25	30	40	60	
		共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業又は飲食店に係る特定施設を有するもの		25	30	40	60	
		下水道終末処理施設		—	20	—	70	
し尿処理施設		—	20	—	70			
その他のもの		20	25	30	40			

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成 20 年 3 月 31 日に現に設置している工場又は事業場(特定施設の設置の工事をしているものを含む。)をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成 20 年 3 月 31 日後において設置する工場又は事業場(同日において特定施設の設置の工事をしているものを除く。)をいう。
- この表において「下水道処理区域」とは、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 2 条第 8 号に規定する区域をいう。
- この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

基準⑤

イ 上乗せ排水基準（一日の平均排水量 1,000 m³ 以上の特定事業場の上乗せ排水基準）

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度								
		BOD(mg/L)		COD(mg/L)		SS(mg/L)				
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
	その他の区域に所在するもの	食料品製造業	畜産食料品製造業	乳製品製造業	20	30	20	30	50	60
				その他のもの	30	40	30	40	50	60
			水産食料品製造業、めん類製造業	30	40	30	40	50	60	
			飲料製造業	20	30	20	30	40	50	
			その他のもの(弁当製造業を除く。)	30	40	30	40	30	40	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		40	50	40	50	50	60	
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの	40	50	40	50	50	70		
		パルプ製造施設をもつもの	65	80	65	80	35	50		
		ポリビニルアルコール製造業		40	50	40	50	30	40	
		プラスチック圧延フィルム製造業		60	80	35	45	30	40	
		化学肥料製造業		25	50	25	50	30	40	
		窯業・土石製品製造業		20	25	20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	120	160	100	150	
		旅館業		30	40	30	40	30	40	
		下水道終末処理施設		—	20	—	20	—	70	
	し尿処理施設		—	20	—	20	—	70		
	その他のもの		20	25	20	25	30	40		
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種(し尿処理施設を除く。)		20	25	20	25	30	40	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
	その他の区域に所在するもの	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業		20	25	20	25	40	50
			その他のもの(弁当製造業を除く。)		20	25	20	25	30	40
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業		20	25	20	25	40	50	
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの	20	25	20	25	40	60		
		パルプ製造施設をもつもの	20	25	20	25	30	40		
		窯業・土石製品製造業		20	25	20	25	80	100	
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場		—	—	120	160	80	100	
		下水道終末処理施設		—	20	—	20	—	70	
		し尿処理施設		—	20	—	20	—	70	
	その他のもの		20	25	20	25	30	40		

備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表において「既設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日に現に設置している工場又は事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）をいい、「新設の工場又は事業場」とは、特定施設を平成20年3月31日後において設置する工場又は事業場(同日において特定施設の設置の工事を行っているものを除く。)をいう。
- 3 この表において「下水道処理区域」とは、下水道法第2条第8号に規定する区域をいう。
- 4 この表において生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、すべての公共用水域に排出される排出水に適用する。

基準⑥

- ・一日の平均排水量が20 m³以上50 m³未満の特定事業場の上乗せ排水基準
 (一日の平均排水量が20 m³以上50 m³未満の特定事業場の上乗せ規制の適用区域は、公共用水域の全域とする。)

項 目		許 容 限 度	
		日 間 平 均	最 大
水 素 イ オ ン 濃 度 (pH)	海 域 以 外		5.8~8.6
	海 域		5.0~9.0
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)		120 mg/L	160 mg/L
化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)		120 mg/L	160 mg/L
浮 遊 物 質 量 (SS)		150 mg/L	200 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉛 油 類 含 有 量	—	5 mg/L
	動 植 物 油 脂 類 含 有 量	—	30 mg/L
大 腸 菌 群 数		3,000 個/cm ³	—

- 備考1 「日間平均」による許容限度は、一日の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 水素イオン濃度についての排水基準は、硫黄鉛業（硫黄と共存する硫化鉄鉛を掘採する鉛業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用せず、温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については当分の間、適用しない。
 - 3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
 (参考) 平成7年3月16日 熊本県条例第23号
 適用日・新設事業場 平成7年10月1日
 既設事業場 平成10年4月1日

II 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準

1 排水施設

No	業 種 及 び 排 水 施 設
1	米粉製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗米施設 ロ 浸漬施設 ハ 湿式製粉施設 ニ ろ過施設
2	給食の用に供する施設（1日の給食能力が二千食以上のものに限る。）であって、次に掲げるもの イ 食器洗浄施設 ロ 調理施設
3	チップ製造業の用に供する湿式チップー
4	塗装水洗ブース施設
5	金属の洗浄及び表面処理施設（酸又はアルカリによるものを除く。）
6	めっき施設（電気メッキによるものを除く。）
7	小規模し尿処理施設

備考1 小規模し尿処理施設は平成20年4月1日に追加。

備考2 小規模し尿処理施設とは、建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算出した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽で、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和47年熊本県条例第63号)別表第1に掲げる区域に汚水等を排出するものに限る。

2 排水基準

基準⑦

ア 一日の平均排水量が 50 m³ 以上の指定工場の排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
溶解性鉄含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	2
弗素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	15
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	120 (日間平均 60)
りん 磷含有量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	16 (日間平均 8)

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 小規模し尿処理施設は平成 20 年 4 月 1 日から適用。

3 小規模し尿処理施設に係る生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量についての排水基準値は別表ウのとおり。

なお、小規模し尿処理施設に係るその他の項目についての基準値は本表アのとおり。

4 小規模し尿処理施設に係る排水基準の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。

なお、その他の排水施設についての適用区域は熊本県内全域とする。

5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6 検定方法は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法による。

7 窒素及びりん
磷含有量についての排水基準は有明海、八代海、羊角湾及び瀬戸内海に流入する公共用水域に適用する（平成 20 年 4 月 1 日から施行）。

イ 一日の平均排水量が 20 m³ 以上 50 m³ 未満の指定工場の排水基準（公共用水域の全域に適用）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (単位 1 リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1 リットルにつきミリグラム)	30
大腸菌群数 (単位 1 立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 小規模し尿処理施設は平成 20 年 4 月 1 日から適用。
- 3 小規模し尿処理施設に係る生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量についての排水基準値は別表ウのとおり。
なお、小規模し尿処理施設に係るその他の項目についての基準値は本表イのとおり。
- 4 小規模し尿処理施設に係る排水基準の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。
なお、その他の排水施設についての適用区域は熊本県内全域とする。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 検定方法は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法による。

ウ 小規模し尿処理施設に係る排水基準（有明海及び八代海に流入する公共用水域に適用：平成 20 年 4 月 1 日施行）

一日の平均排水量		BOD 又は COD(mg/L)	
		日間平均	最大
20 m ³ 以上 50 m ³ 未満の工場又は事業場		120	160
50 m ³ 以上の工場又は事業場	既設の浄化槽	60	90
	単独処理浄化槽	90	120
	新設の浄化槽	20	40

備考 1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 2 小規模し尿処理施設は平成 20 年 4 月 1 日から適用。
- 3 小規模し尿処理施設に係るその他の項目についての排水基準値は別表ア及びイのとおり。
ただし、窒素及びりん含有量については、新設かつ一日の平均排水量 50 m³ 以上の工場又は事業場に適用する。
- 4 小規模し尿処理施設に係る排水基準の適用区域は有明海及び八代海に流入する公共用水域（熊本県内に限る）とする。
なお、その他の排水施設についての適用区域は熊本県内全域とする。
- 5 本表における単独浄化槽とは、平成 13 年 4 月 1 日の浄化槽法改正以前に設置された単独浄化槽をいう。
- 6 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 7 検定方法は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法による。
- 8 排水量は工場又は事業場の敷地から排出される排水量をいい、排水基準は敷地境界で適用される。

Ⅲ 熊本県地下水保全条例に基づく基準等

地下水保全条例について

地下水保全条例は、地下水が県民の生活にとって欠くことのできない地域共有の貴重な資源であることから、豊かで良質な地下水を保全するため、地下水の汚染の防止、地下水の採取及び合理的な使用並びに地下水のかん養に関し必要なことを定め、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とするものです。

(平成 13 年 1 月 1 日施行)

1 水質の保全

(1)対象化学物質

「対象化学物質等」に示した計 23 物質が対象です。

(2)対象事業場

対象化学物質を業として使用し、対象事業場計 41 業種に該当する工場・事業場（以下、対象事業場）が対象です。

(3)内容

対象事業場には下記の義務があります。

①届出

まず、対象化学物質を使用しようとする場合は、事前に使用管理計画の届出をしなければなりません。もし、これまで対象化学物質に該当しなかった物質を使用していて、その物質が新たに対象化学物質として追加された場合には、経過措置に伴う使用管理の届出をしなければなりません。

次に、対象化学物質を使用している者で届出事項を変更する場合にも以下の届出が必要になります。

- ・対象化学物質の使用方法等に変更がある場合：使用管理変更届出
- ・届出者の氏名及び住所の変更、対象事業場の地番等の変更の場合：氏名（名称・住所・所在地）変更届出（ただし、対象事業場を県内へ移転し、同じく対象化学物質を使用する場合には、新たに移転先での使用管理計画届出が必要です）
- ・対象化学物質の使用を廃止する場合：廃止届出
- ・対象事業場を承継した場合：承継届出

なお、終末処理場をもつ公共下水道に全量排出する工場・事業場についても届出が必要です。

②対象化学物質を含む水の地下浸透の禁止

対象事業場から地下浸透水を浸透させる者は、対象化学物質を含む水を地下に浸透させてはいけません。（条例第 16 条）

すなわち、「対象化学物質を含むものとしての要件」に示す判定基準以上の対象化学物質を含む水を地下浸透させてはなりません。

③特別排水基準の遵守

対象事業場から排水を排出する者は、特別排水基準に適合しない排水（特別排水基準を超過する濃度の対象化学物質が含まれる水）を排出してはいけません。（条例第 17 条）

なお、特別排水基準違反に対しては、直罰が規定されています。（条例第 46 条）

④自主検査の実施等

対象事業場の設置者は、当該事業場の井戸水及び地下浸透水並びに排水の水質検査を定期的に行い、その結果を記録保存しておかなければなりません。また、対象化学物質の使用等についても、その状況を記録保存しておかなければなりません。（条例第 19 条）

⑤事故時の措置

対象事業場の設置者は、対象化学物質の流出その他の事故が発生し、対象化学物質を含む水が地下に浸透し、又は公共用水域に排出されたことにより、人の健康又は生活環境にかかる被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き対象化学物質を含む水の浸透又は排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事（熊本市の場合は熊本市長）に届け出なければなりません。（条例第 20 条）

(4)県が行う対象事業場の監視

①地下浸透水の監視

対象事業場からの地下浸透水に対象化学物質が含まれているかどうかを監視します。

②排水の汚染状態の監視

対象事業場からの排水が特別排水基準に適合しているかどうかを監視します。

③対象事業場の井戸水の水質調査

地下水汚染の徴候を早期に発見するため、対象事業場に設置されている井戸水の水質調査を実施します。

④報告の徴収、立入検査

必要に応じて、対象化学物質の使用状況、汚水等の処理の方法その他の事項に関し、報告を求め、又は対象事業場に立入り、対象施設、帳簿書類その他の物件を検査します。

⑤改善命令等

対象化学物質を含む水を地下浸透するおそれがある場合又は特別排水基準に違反するおそれがある場合については、改善命令や地下浸透水の浸透又は排出水の排出の一時停止命令等の行政処分の対象となります。

(条例第 18 条)

(5)地下水の水質の汚濁の状況の監視等

県は、地下水及び公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視し、その状況を公表しています。また、市町村長は、必要に応じて地下水及び公共用水域の水質の測定を行っています。

対象化学物質使用管理の届出等

届出の種類	届出先	届出者	届出の期限	受理書	罰則	根拠条項
使用管理計画の届出	知事 (熊本市長)	使用しようとする者	対象化学物質を使用する 60 日以前 (工事着工前)	交付	未届又は 虚偽 3 月・ 20 万円以 下	条例第 8 条・12 条・ 47 条
経過措置に伴う使用 管理の届出	〃	使用している者	対象化学物質となった日 から 30 日以内	なし	未届又は 虚偽 10 万 円以下	条例第 9 条・12 条・ 48 条
使用管理の変更の届 出	〃	〃	変更しようとする 60 日 以前 (工事着工前)	交付	未届又は 虚偽 3 月・ 20 万円以 下	条例第 10 条・47 条
氏名 (名称・住所・ 所在地) の変更及び 使用廃止の届出	〃	〃	変更の日から 30 日以内	なし	なし	条例第 13 条・14 条
承継の届出	〃	承継者	継承の日から 30 日以内	なし	なし	条例第 15 条

注) 1 実施の制限

使用管理計画等の届出が受理された日から 60 日を経過した後でなければ、その届出に係る対象化学物質の使用又は対象施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更 (変更とは、関連する施設の工事着工を含む。) をしてはなりません。ただし、届出の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮することができます。

(条例第 12 条)

2 届出の提出部数等 2 部 (正 1・写 1) ……届出書は、各保健所又は熊本市水保全課にあります。また、県のホームページから届出書の電子ファイルをダウンロードできます。

3 届出書の提出先 所轄保健所 (衛生環境課) ただし、熊本市の場合は、熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 (郵便番号 860-8601) 熊本市環境局水保全課

対象化学物質等

ここに示す対象化学物質を使用し、かつ下表に示す業種に該当する工場・事業場は、使用管理の届出等が必要です。

対象化学物質	主な対象化学物質使用業種
カドミウム及びその化合物	有機化学工業、試験研究機関、無機化学工業、無機顔料製造業、石油化学工業、写真感光材料製造業、試薬製造業、ガラス製品製造業、窯業原料製造業、非鉄金属製造業、金属・機械製造業、写真現像業
シアン化合物	医薬品製造業、金属・機械製造業、メッキ工業、病院、試験研究機関、無機顔料製造業、無機化学工業、合成樹脂製造業、合成ゴム製造業、石油化学工業、有機化学工業、医薬品製造業、試薬製造業、鉄鋼業、写真現像業、貴金属精練業
有機燐化合物	有機化学工業、農薬製造業、試薬製造業、試験研究機関
鉛及びその化合物	有機化学工業、金属・機械製造業、メッキ工業、試験研究機関、その他の製造業、無機顔料製造業、無機化学工業、医薬品製造業、農薬製造業、ガラス製品製造業、窯業原料製造業、非鉄金属製造業
6価クロム化合物	木材薬品処理業、金属・機械製造業、試験研究機関、繊維工業、無機・有機顔料製造業、無機化学工業、有機化学工業、医薬品製造業、試薬製造業
砒素及びその化合物	木材薬品製造業、有機化学工業、試薬製造業、金属・機械製造業、病院、試験研究機関、化学肥料製造業、無機化学工業、無機・有機顔料製造業、医薬品製造業、農薬製造業、非鉄金属製造業
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	医薬品製造業、病院、試験研究機関、無機顔料製造業、無機化学工業、有機化学工業、試薬製造業、非鉄金属製造業、金属・機械製造業
P C B	パルプ、紙又は紙加工品製造業、試験研究機関
トリクロロエチレン	無機化学工業、写真感光材料製造業、医薬品製造業、金属・機械製造業、繊維製品製造業、繊維工業、アスファルト合材製造業、プラスチック製造業、ゴム製品製造業、有機化学工業、洗濯業、写真現像業、自動車小売業、鉱業、出版・印刷業、その他すべての製造業、試験研究機関、自動車整備業、染物業
テトラクロロエチレン	
1,1,1-トリクロロエタン	
四塩化炭素	無機化学工業、医薬品製造業、アセチレン製造業、試験研究機関、石油化学工業、有機化学工業、農薬製造業、金属・機械製造業
ジクロロメタン	たばこ製造業、化学工業、石油・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、試験研究機関
1,2-ジクロロエタン	染色整理業、パルプ・紙・紙加工品製造業、出版・印刷・同関連産業、医薬品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、試験研究機関
1,1-ジクロロエチレン	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、試験研究機関
シス-1,2-ジクロロエチレン	化学工業、電気機械器具製造業、試験研究機関
1,1,2-トリクロロエタン	化学工業、試験研究機関
1,3-ジクロロプロペン	化学工業、試験研究機関
チウラム	化学工業、ゴム製品製造業、試験研究機関
シマジン	化学工業、試験研究機関
チオベンカルブ	化学工業、試験研究機関
ベンゼン	動植物油脂製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油・石炭製品製造業、炭素・黒鉛製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、ガス業、試験研究機関
セレン及びその化合物	化学工業、石油・石炭製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、精密機械器具製造業、試験研究機関

注) 1 主な対象化学物質使用業種以外にも対象化学物質を使用することが十分考えられます。

2 対象化学物質（同物質の混合物を含む。）は、メーカーによって様々な商品名で呼ばれていますので御注意ください。

対象事業場

ここに示す業種に該当し、対象化学物質を使用する工場・事業場は、使用管理の届出等が必要です。

区 分	業 種
1 鉱 業	1 金属鉱業 2 石炭・亜炭鉱業 3 原油・天然ガス鉱業 4 非金属鉱業
2 製 造 業	1 繊維工業 2 衣服・その他の繊維製品製造業 3 木材・木製品製造業 4 パルプ・紙・紙加工品製造業 5 出版・印刷・同関連産業 6 化学工業 7 石油製品・石炭製品製造業 8 プラスチック製品製造業 9 ゴム製品製造業 10 なめし革・同製品・毛皮製造業 11 窯業・土石製品製造業 12 鉄鋼業 13 非鉄金属製造業 14 金属製品製造業 15 一般機械器具製造業 16 電気機械器具製造業 17 輸送用機械器具製造業 18 精密機械器具製造業 19 武器製造業 20 その他の製造業
3 卸売・小売業	1 自動車小売業
4 サービス業	1 洗濯業（コインランドリー業を含む。） 2 洗張・染物業 3 写真業 4 自動車整備業 5 機械修理業 6 商品検査業 7 計量証明業 8 病院 9 その他の医療関連サービス業 10 保健所 11 検疫所（動物検疫、植物防疫を除く。） 12 その他の保健衛生（検査業に限る。） 13 高等学校、専修学校・各種学校その他の教育施設で農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う事業場又は高等教育機関（人文科学のみに係るものを除く。） 14 自然科学研究所 15 他に分類されないサービス業（動物検疫所、植物防疫所、家畜保健衛生所に限る。）
5 公 務	1 国家公務・地方公務（警察、海上保安庁等における犯罪鑑識のための検査室を設置する事業場に限る。）
備考 この表に掲げる業種に属する工場又は事業場の区分は、日本標準産業分類（昭和59年行政管理庁告示第2号）による。	

特別排水基準

対象事業場（p72）に示す業種に該当し、かつ対象化学物質（p71）を使用する工場・事業場は、次に示す許容限度を超過する濃度の対象化学物質を含む排水を排出してはなりません。

対象化学物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.01 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.05 ミリグラム
6 価クロム化合物	1 リットルにつき 6 価クロム 0.05 ミリグラム
^ひ 砒素及びその化合物	1 リットルにつき ^ひ 砒素 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
<p>備 考</p> <p>「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>	

対象化学物質を含むものとしての要件

次に示す判定基準以上の対象化学物質を含む水を地下浸透させてはなりません。

(排水水を地下浸透処理する対象事業場は、地下浸透水にこの判定基準値以上の対象化学物質を含ませてはいけません)

(対象化学物質を含む水の地下浸透の禁止)

対象化学物質の種類	判定基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.001 ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機 ^{りん} 化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	1リットルにつき 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛 0.005 ミリグラム
6価クロム化合物	1リットルにつき 6価クロム 0.04 ミリグラム
砒 ^ひ 素及びその化合物	1リットルにつき砒素 0.005 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	1リットルにつきアルキル水銀 0.0005 ミリグラム
PCB	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.0005 ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.0002 ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.0004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては1リットルにつき 0.004 ミリグラム トランス体にあつては1リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき 0.0006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.0002 ミリグラム
チウラム	1リットルにつき 0.0006 ミリグラム
シマジン	1リットルにつき 0.0003 ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき 0.001 ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン 0.002 ミリグラム

地下水の浄化基準

「熊本県地下水保全条例」では、第 21 条に「地下水の水質の浄化に係る措置命令等」があります。この条項では、対象化学物質又は油を含む水が地下浸透したことにより、当該の地下水が水質浄化基準に適合しない場合には、知事が水質浄化の措置命令等を発することができることとされています。ここで、油とは、原油、重油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油及び動植物油を指します。又、貯油事業場とは、貯油施設（上述の油を貯蔵する貯油施設及び油を含む水を処理する油水分離施設）を設置する事業場を指します。水質浄化基準については、対象化学物質と油それぞれについて浄化基準が定められており、次表のとおりです。

表 1 対象化学物質浄化基準

対 象 化 学 物 質	基 準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。*
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	検出されないこと。*
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀	検出されないこと。*
PCB	検出されないこと。*
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム

*「検出されないこと。」とは、熊本県地下水保全条例施行規則第 13 条に規定する方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいいます。

表 2 油浄化基準

項 目	基 準
味	異常でないこと。*
臭気	異常でないこと。*
外観	油膜、油による乳濁及び油塊が認められないこと。

*「異常でないこと。」とは、水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第 69 号）に定める方法による検査において、水質基準に適合するものをいいます。

2 水量の保全

(1)指定地域

地下水の採取に伴う障害が生じ、及び生ずるおそれのある地域並びにこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を指定地域として指定しています。(条例第 25 条)

指定地域は以下の 4 地域・20 市町村となっています。

【一 熊本周辺地域】

熊本市(河内町の市域を除く)、山鹿市(鹿北町、菊鹿町の市域を除く。)、菊池市、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町及び西原村の全域

【二 八代地域】

八代市(坂本町、東陽町、泉町の市域を除く。)、宇城市(松橋町及び小川町の市域)及び氷川町の全域

【三 玉名・有明地域】

荒尾市、玉名市、熊本市(河内町の市域)、玉東町及び長洲町の全域

【四 天草地域】

天草市のうち平成 18 年 3 月 26 日における本渡市及び五和町の全域

(2)重点地域

指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を重点地域として指定しています。(条例第 25 条の 2)

重点地域は以下の 11 市町村となっています。

【熊本地域】

熊本市、菊池市(旧泗水町、旧旭志村の区域に限る。)、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町の全域

(3)地下水採取の許可

下記の規模の揚水設備で地下水を採取する場合には、採取を開始するまでに県知事の許可を受ける必要があります(地下水採取許可申請)。また、毎年度の採取した地下水の量について翌年度の 4 月末日までに報告(地下水採取量報告)するとともに、許可を受けた事項に変更が生じた場合や地下水を採取することを廃止した場合は、変更許可申請又は届出を行う必要があります。(条例第 25 条の 3、第 27 条の 2、第 29 条)

なお、上記の許可の申請を行う際には、併せて「地下水使用合理化計画書」及び「地下水涵養計画書」の提出が必要となります。(条例第 32 条の 4、第 35 条)

許可申請等の義務のある揚水設備の規模及び申請書等の提出先は以下のとおりです。

【重点地域】吐出口の断面積が 19 cm²を超える(口径約 5 cm 以上)揚水機で地下水を採取する場合、事前に協議のうえ、井戸の所在地である市町村に許可申請書等を提出(ただし、採取した地下水を田畑等のかんがい用に使用する場合を除く)。

【重点地域外】吐出口の断面積が 125 cm²を超える(口径約 12.8 cm 以上)揚水機で地下水を採取する場合、事前に協議のうえ、井戸の所在地が指定地域に該当する場合は市町村に、指定地域外の場合は管轄の保健所に許可申請書等を提出(ただし、採取した地下水を田畑等のかんがい用に使用する場合を除く)。

※許可申請用紙は市町村役場または保健所にあります。

(4)地下水採取の届出

下記の規模の揚水設備又は自噴井戸で地下水を採取する場合には、地下水を採取する 30 日前までに届出を行い(地下水採取届)、毎年度の採取した地下水の量について翌年度の 4 月末日までに報告(地下水採取量報告)する必要があります。また、届出事項に変更が生じた場合や、地下水を採取することを廃止した場合にも届出を行う必要があります。(条例第 26 条、第 28 条、第 29 条)

届出等の義務のある揚水設備の規模及び届出等の提出先は以下のとおりです(許可の対象となる場合を除く)。

【重点地域】吐出口の断面積が 6 cm²を超える(口径約 2.8 cm 以上)揚水機又は吐出口の断面積が 19 cm²を超える自噴井戸で地下水を採取する場合、井戸の所在地である市町村に届出等を提出。

【指定地域】吐出口の断面積が 6 cm²を超える(口径約 2.8 cm 以上)揚水機で地下水を採取する場合、井戸の所在地である市町村に届出等を提出。

【指定地域外】吐出口の断面積が 50 cm²を超える(口径約 8 cm 以上)揚水機で地下水を採取する場合、井戸の所在地を管轄する保健所に届出等を提出。

※届出用紙は市町村役場または保健所にあります。

(5)水量測定器の設置

吐出口の断面積が 50 cm²を超える(口径約 8 cm 以上)揚水機で地下水を採取する場合は、地下水採取量を把握するための水量測定器を設置しなければなりません。また、設置義務がない場合にも水量測定器の設置に努める必要があります。(条例第 30 条)

加えて、重点地域内で地下水採取の許可の対象となる揚水機で地下水を採取する場合も、水量測定器の設置義務があります。

地下水採取の届出及び許可

地域名	吐出口の断面積		種類
重点地域	揚水機	6 cm ² 超～19 cm ² 以下	届出
		19 cm ² 超	許可
	自噴井戸	19 cm ² 超	届出
指定地域	揚水機	6 cm ² 超～125 cm ² 以下	届出
		125 cm ² 超	許可
その他地域	揚水機	50 cm ² 超～125 cm ² 以下	届出
		125 cm ² 超	許可

【事故時の措置について】

水質汚濁防止法では、施設の破損などの事故が発生し、有害物質及び油が河川等の公共用水域や地下に排出されたことにより、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときには、事故時の措置（応急の措置を講じるとともに、その事故の状況等を都道府県知事に届け出る）をとることを義務付けている。

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 31 号）により水質汚濁防止法が改正され、平成 23 年 4 月から新たに生活環境項目及び指定物質についても事故時の措置が必要となった。

表 1 有害物質一覧

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機 ^{りん} 燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名 EPN）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒 ^ひ 素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1,2-ジクロロエタン
14	1,1-ジクロロエチレン
15	1,2-ジクロロエチレン
16	1,1,1-トリクロロエタン
17	1,1,2-トリクロロエタン
18	1,3-ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
20	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン（別名シマジン）
21	S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	1,4-ジオキサン
28	塩化ビニルモノマー

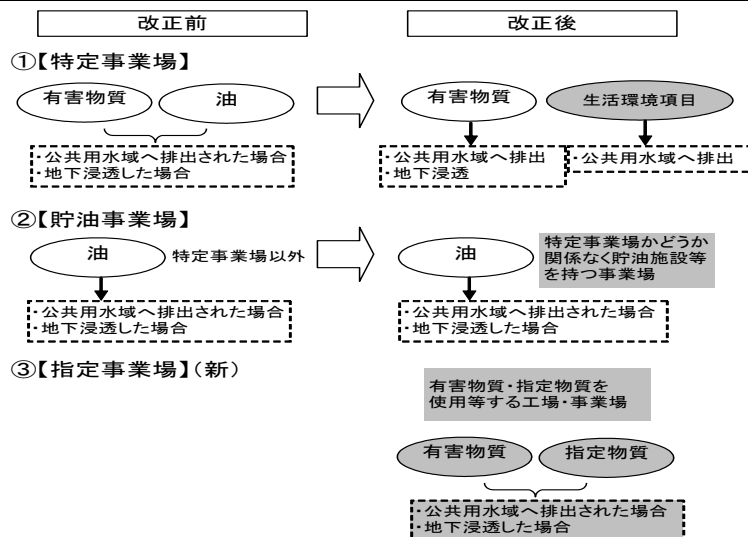


表2 指定物質一覧

1	ホルムアルデヒド
2	ヒドラジン
3	ヒドロキシルアミン
4	過酸化水素
5	塩化水素
6	水酸化ナトリウム
7	アクリロニトリル
8	水酸化カリウム
9	アクリルアミド
10	アクリル酸
11	次亜塩素酸ナトリウム
12	二硫化炭素
13	酢酸エチル
14	メチルターシャリーブチルエーテル (別名 MTBE)
15	硫酸
16	ホスゲン
17	1,2-ジクロロプロパン
18	クロルスルホン酸
19	塩化チオニル
20	クロロホルム
21	硫酸ジメチル
22	クロロピクリン
23	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又は DDVP)
24	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又は ESP)
25	トルエン
26	エピクロロヒドリン
27	スチレン
28	キシレン
29	パラ-ジクロロベンゼン
30	N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又は BPMC)
31	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)
32	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又は TPN)
33	チオりん酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又は MEP)
34	チオりん酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又は IBP)
35	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
36	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
37	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
38	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロロニトロフェン又は CNP)
39	チオりん酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロロピリホス)
40	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
41	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ)
42	1,2,4,5,6,7,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
43	臭素
44	アルミニウム及びその化合物
45	ニッケル及びその化合物
46	モリブデン及びその化合物
47	アンチモン及びその化合物
48	塩素酸及びその塩
49	臭素酸及びその塩
50	クロム及びその化合物 (六価クロム化合物を除く。) 【H24.5 追加改正】
51	マンガン及びその化合物 【H24.5 追加改正】
52	鉄及びその化合物 【H24.5 追加改正】
53	銅及びその化合物 【H24.5 追加改正】
54	亜鉛及びその化合物 【H24.5 追加改正】
55	フェノール類及びその塩類 【H24.5 追加改正】
56	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン) 【H24.10 追加改正】

～地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度について～

有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設・設備や作業中における漏えいを防止するとともに、漏洩が生じたとしても地下への浸透を防止し地下水汚染に至ることがないように、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守義務、定期点検の実施及び結果の記録・保存の義務等の規定が設けられました（平成 24 年 6 月 1 日より施行）。

(1)有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法等

ア 構造等に関する基準

有害物質使用特定施設等の施設本体が設置されている床面及び周囲、有害物質使用特定施設等に接続する配管等、排水溝等の設備並びに地下貯蔵施設（有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されるもの。）並びに有害物質使用特定施設等の使用の方法について規定されています。

イ 定期点検の方法等

有害物質使用特定施設等については、当該施設の構造等に関する基準に応じた定期点検を実施し、その結果を記録し、これを 3 年間保存しなければならないと規定されています。

(2)有害物質使用特定施設等設置前の措置

ア 未届出、虚偽の届出に対する罰則

特定施設等の設置や変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は懲役又は罰金に処せられます（法第 32 条）。

イ 計画変更命令等

都道府県知事は、有害物質使用特定施設等の設置や変更の届出に係る施設が構造等に関する基準に適合しないと認めるときは、その届出の受理日から 60 日以内に限り、当該施設の構造、施設若しくは使用の方法に関する計画の変更、又は当該施設設置に係る計画の廃止を命ずることができます（法第 8 条第 2 項）。

(3)有害物質使用特定施設等設置後の措置

ア 改善命令等

都道府県知事は、有害物質使用特定施設等が構造基準に適合していないと認めるときは、期限を定めて当該施設の構造、施設若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることができます（法第 13 条の 3）。

※対象となる施設、構造基準、定期点検の方法については、「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」を参照。

(環境省ホームページ)

- ・水質汚濁防止法の改正について

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

- ・地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/manual/main.pdf>

水質汚濁防止法の一部を改正する法律について

(平成23年6月22日公布、平成24年6月1日施行)

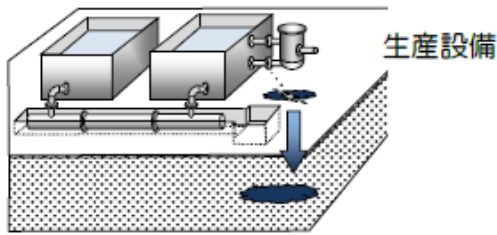
改正の背景

平成24年3月 環境省

- 昨今の調査によって、工場又は事業場からのトリクロロエチレン等の有害な物質の漏えいによる地下水汚染事例が、毎年継続的に確認され、その中には、事業場等の周辺住民が利用する井戸水から検出された例もあることが判明。
- これらは、事業場等における生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半。
- 地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源。一方、地下水汚染は、地下における水の移動経路が複雑であるため、原因者の特定が難しく、自然の浄化作用による水質の改善が期待できないこと等から一度汚染すると回復が困難。

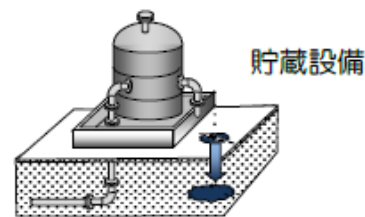
地下水汚染の未然防止のための実効ある取組の推進を図る必要

【地下水汚染事例1】



◆平成19年、金属製品製造工場で、溶液槽の配管つなぎ目が劣化し、六価クロムが漏えいし、床面の亀裂から浸透

【地下水汚染事例2】



◆平成13年、輸送用機械器具製造工場で、トリクロロエチレンの貯蔵タンクへの移し替え作業による地下水汚染が判明

周辺井戸から検出。自治体は、井戸所有者に飲用中止を指導

改正内容

- (1) 対象施設の拡大
有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について、都道府県知事等に事前に届け出なければならないこととする。
- (2) 構造等に関する基準遵守義務等
有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならないこととする。また、都道府県知事等は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ命令できることとする。
- (3) 定期点検の義務の創設
有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期に点検しなければならないこととする。

○ 工場・事業場における有害物質の非意図的な漏えいや、床面等からの地下水浸透を防止！

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日(平成24年6月1日)から施行。

